



島根県報

平成31年3月8日(金)

号外第16号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

使用料、手数料等の額の改定等に関する条例	(総 務 課)	14
島根県情報公開条例及び島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例	(〃)	81
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	83
特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(〃)	84
知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	(〃)	85
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	(〃)	86
職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例	(〃)	87
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	(〃)	88
会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例	(〃)	102
島根県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例	(〃)	107
島根県手数料条例の一部を改正する条例	(財 政 課)	110
島根県県税条例等の一部を改正する条例	(税 務 課)	115
島根県消費者行政活性化基金条例を廃止する条例	(環境生活総務課)	131
島根県立島根県民会館条例の一部を改正する条例	(文化国際課)	132
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	(医 療 政 策 課)	136
島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(高齢者福祉課)	138
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(青少年家庭課)	140
島根県産業技術センター条例の一部を改正する条例	(産 業 振 興 課)	142
島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例	(都 市 計 画 課)	143
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	(建 築 住 宅 課)	144
島根県建築基準法施行条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(〃)	145
島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(企業局総務課)	148
島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例	(企業局施設課)	149
島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(病 院 局)	150
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例	(学 校 企 画 課)	151
地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(警 察 本 部)	152

公布された条例等のあらまし

◇使用料、手数料等の額の改定等に関する条例（条例第1号）

1 条例の概要

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、次に掲げる条例に定める使用料、手数料等の額の改定等を行うこととした。

- (1) 島根県手数料条例
- (2) 行政財産の使用料に関する条例
- (3) 島根県中山間地域研究センター条例
- (4) 島根県立しまね海洋館条例
- (5) 警察に関する手数料条例
- (6) 島根県保健所条例
- (7) 島根県立総合福祉センター条例
- (8) 島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所条例
- (9) 島根県立はつらつ体育館条例
- (10) 化製場等に関する法律施行条例
- (11) 島根県立病院使用料及び手数料条例
- (12) 島根県立武道施設条例
- (13) 島根県立体育施設条例
- (14) 島根県立青少年社会教育施設条例
- (15) 島根県立古墳の丘古曾志公園条例
- (16) 島根県立古代出雲歴史博物館条例
- (17) 島根県農業技術センター分析等手数料条例
- (18) 島根県立農業研修館条例
- (19) 島根県家畜保健衛生所条例
- (20) 島根県畜産技術センター分析等手数料条例
- (21) 島根県立ふるさとの森条例
- (22) 島根県立中海水中貯木場条例
- (23) 島根県漁港管理条例
- (24) 島根県立産業交流会館条例
- (25) 島根県立産業高度化支援センター条例
- (26) 島根県立男女共同参画センター条例
- (27) 島根県立美術館条例
- (28) 島根県芸術文化センター条例
- (29) 島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例
- (30) 温泉法施行条例
- (31) 島根県道路占用料徴収条例
- (32) 島根県海岸占用料等徴収条例
- (33) 島根県流水占用料等徴収条例
- (34) 島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例
- (35) 島根県港湾施設条例
- (36) 港湾区域及び港湾隣接地域に係る占用料等に関する条例

- (37) 島根県浜田ポートセンター条例
- (38) 島根県空港条例
- (39) 島根県立都市公園条例
- (40) 都市計画法施行条例
- (41) 島根県屋外広告物条例
- (42) 島根県工業用水道料金徴収条例

2 施行期日

平成31年10月1日から施行することとした。

◇島根県情報公開条例及び島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第2号）

1 条例の概要

(1) 島根県情報公開条例の一部改正

ア 島根県情報公開審査会（イ及びキにおいて「審査会」という。）の委員の定数を5人以内から10人以内とすることとした。（第22条関係）

イ 審査会は、部会を置くことができることとした。（第23条の2第1項関係）

ウ 部会に属すべき委員は、3人以上とし、会長が指名することとした。（第23条の2第2項関係）

エ 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定めることとした。（第23条の2第3項関係）

オ 部会長は、当該部会の事務を掌理することとした。（第23条の2第4項関係）

カ 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理することとした。（第23条の2第5項関係）

キ 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができることとした。（第23条の2第6項関係）

ク その他規定の整備

(2) 島根県個人情報保護条例の一部改正

島根県個人情報保護審査会について(1)に同じ。（第36条・第37条の2関係）

2 施行期日

平成31年4月1日から施行することとした。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第3号）

1 条例の概要

(1) 機能回復訓練従事手当の廃止（第2条関係）

(2) 狂犬病予防作業等従事手当の額の改正（第16条関係）

区 分	改正前	改正後
中山間地域研究センター又は農林振興センターに勤務する職員が著しい危険性を有する動物を取り扱う作業で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。	1日 370円	1日 740円

(3) その他規定の整備

2 施行期日

平成31年4月1日から施行することとした。

◇特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

1 条例の概要

知事及び副知事に係る退職手当の減額率を廃止することとした。(附則第3項関係)

2 施行期日

平成31年4月30日から施行することとした。

◇知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第5号)

1 条例の概要

- (1) 知事等の給与の減額期間を平成31年4月29日まで延長することとした。(本則関係)
 (2) 平成31年4月29日限りで条例の効力を失うこととした。(附則第2項関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(条例第6号)

1 条例の概要

職員を派遣することができる公益的法人等に一般社団法人島根県森林協会を追加することとした。(第2条関係)

2 施行期日

平成31年4月1日から施行することとした。

◇職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例(条例第7号)

1 条例の概要

引用する条項の整理

2 施行期日

平成31年4月1日から施行することとした。

◇地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第8号)

1 条例の概要

(1) 改正の内容

- ア 会計年度任用職員制度の創設に伴う規定の整備
 イ 臨時的任用職員制度の改正に伴う規定の整備
 ウ 引用する条項の整理
 エ その他規定の整備

(2) 改正を要する条例

条 例 の 題 名	改正の内容
職員の給与に関する条例	(1)のア、イ及びエ
職員の退職手当に関する条例	(1)のアからエまで
島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	(1)のア
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例	(1)のウ及びエ
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	(1)のウ及びエ
職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例	(1)のア及びエ
職員の懲戒の手続及び効果に関する条例	(1)のア
職員の勤務時間に関する条例	(1)のア及びイ
職員の休日及び休暇に関する条例	(1)のア、イ及びエ

職員の育児休業等に関する条例	(1)のア及びエ
島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例	(1)のア及びイ
県立学校の教育職員の給与に関する条例	(1)のア及びイ
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例	(1)のア及びイ
県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例	(1)のア及びエ
市町村立学校の教職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例	(1)のア及びエ
市町村立学校の教職員の懲戒の手続及び効果に関する条例	(1)のア及びエ
市町村立学校の教職員の休職の事由を定める条例	(1)のア
島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例	(1)のア及びイ
一般職の任期付研究員の採用等に関する条例	(1)のエ
一般職の任期付職員の採用等に関する条例	(1)のエ
職員の配偶者同行休業に関する条例	(1)のエ

2 施行期日

平成32年4月1日から施行することとした。ただし、1の(1)のエの一部については、公布の日から施行することとした。

◇会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（条例第9号）

1 条例の概要

会計年度任用職員に対し支給する報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について、次に掲げる事項を定めることとした。

(1) 報酬

ア 報酬の額は、日額、月額又は時間額で定めるものとする。 (第2条第1項関係)

イ 通勤手当及び時間外勤務手当に相当する報酬を支給すること。 (第2条第4項関係)

(2) 費用弁償

費用弁償の種類、額及び支給方法については、非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の例によること。(第4条関係)

(3) 期末手当

ア 期末手当は、任期の定めが6月以上の職員であって、基準日に在職するもののうち、人事委員会規則で定める勤務時間以上勤務する者に対して支給すること。(第5条第1項関係)

イ 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とすること。(第5条第2項関係)

2 施行期日

平成32年4月1日から施行することとした。

◇島根県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例（条例第10号）

1 条例の概要

(1) スポーツに関する事務（学校体育に関する事務を除く。）は、知事が管理し、及び執行することとした。(本則関係)

(2) (1)に伴う次に掲げる条例の規定の整備

ア 島根県部設置条例

イ 島根県スポーツ推進審議会条例

ウ 島根県立武道施設条例

エ 島根県立体育施設条例

2 施行期日

平成31年4月1日から施行することとした。

◇島根県手数料条例の一部を改正する条例（条例第11号）

1 条例の概要

(1) 介護保険法関係手数料（別表23の項関係）

ア 介護支援専門員実務研修受講試験に係る手数料の額の改定

改 正 前	改 正 後
7,070円	8,570円

イ 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、手数料の額を改定することとした。

(2) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料（別表58の2の項関係）

ア 地域福利増進事業の裁定に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
地域福利増進事業の裁定を受けようとする者（国及び島根県を除く。）	
(ア) 損失の補償金の見積額が100,000円以下の場合	27,000円
(イ) 損失の補償金の見積額が100,000円を超え1,000,000円以下の場合	27,000円に損失の補償金の見積額の100,000円を超える部分が50,000円に達するごとに2,700円を加えた額
(ロ) 損失の補償金の見積額が1,000,000円を超え5,000,000円以下の場合	75,600円に損失の補償金の見積額の1,000,000円を超える部分が100,000円に達するごとに3,400円を加えた額
(ハ) 損失の補償金の見積額が5,000,000円を超え20,000,000円以下の場合	211,600円に損失の補償金の見積額の5,000,000円を超える部分が1,000,000円に達するごとに3,500円を加えた額
(ニ) 損失の補償金の見積額が20,000,000円を超え100,000,000円以下の場合	264,100円に損失の補償金の見積額の20,000,000円を超える部分が4,000,000円に達するごとに4,800円を加えた額
(ホ) 損失の補償金の見積額が100,000,000円を超える場合	360,100円

イ 土地収用法の特例の裁定に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
土地収用法の特例の裁定を受けようとする者（国及び島根県を除く。）	
(ア) 損失の補償金の見積額が100,000円以下の場合	27,000円
(イ) 損失の補償金の見積額が100,000円を超え1,000,000円以下の場合	27,000円に損失の補償金の見積額の100,000円を超える部分が50,000円に達するごとに2,700円を加えた額
(ロ) 損失の補償金の見積額が1,000,000円を超え5,000,000円以下の場合	75,600円に損失の補償金の見積額の1,000,000円を超える部分が100,000円に達するごとに3,400円を加えた額
(ハ) 損失の補償金の見積額が5,000,000円を超え20,000,000円以下の場合	211,600円に損失の補償金の見積額の5,000,000円を超える部分が1,000,000円に達するごとに3,500円を加え

(ア) 損失の補償金の見積額が20,000,000円を超え100,000,000円以下の場合	た額 264,100円に損失の補償金の見積額の20,000,000円を超える部分が4,000,000円に達するごとに4,800円を加えた額
(カ) 損失の補償金の見積額が100,000,000円を超える場合	360,100円

2 施行期日

1の(1)のアについては平成31年4月1日から、1の(2)については同年6月1日から、1の(1)のイについては同年10月1日から施行することとした。

◇島根県県税条例等の一部を改正する条例（条例第12号）

1 条例の概要

(1) 改正の内容

ア 平成31年10月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税の税率を次のとおり改正することとした。（第16条関係）

(ア) 資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人の所得割の税率

区 分	改正前	改正後
所得のうち年4,000,000円以下の金額	100分の1.9	100分の0.4
所得のうち年4,000,000円を超え年8,000,000円以下の金額	100分の2.7	100分の0.7
所得のうち年8,000,000円を超える金額	100分の3.6	100分の1

(イ) 資本金の額又は出資金の額1億円以下の普通法人等の所得割の税率

区 分	改正前	改正後
所得のうち年4,000,000円以下の金額	100分の5	100分の3.5
所得のうち年4,000,000円を超え年8,000,000円以下の金額	100分の7.3	100分の5.3
所得のうち年8,000,000円を超える金額	100分の9.6	100分の7

(ウ) 特別法人の所得割の税率

区 分	改正前	改正後
所得のうち年4,000,000円以下の金額	100分の5	100分の3.5
所得のうち年4,000,000円を超える金額	100分の6.6	100分の4.9

(エ) 収入金額課税法人の収入割の税率

改正前	改正後
100分の1.3	100分の1

イ 平成31年10月1日以後に最初の新規登録を受ける自家用乗用車（3輪の小型自動車を除く。以下同じ。）、自家用教習車のうち乗用車に類するもの及びキャンピング車に係る自動車税の種別割の税率を次のとおり改正することとした。（第47条関係）

(ア) 自家用乗用車及び自家用教習車のうち乗用車に類するもの

総排気量	改正前	改正後
1リットル以下	29,500円	25,000円
1リットル超1.5リットル以下	34,500円	30,500円
1.5リットル超2リットル以下	39,500円	36,000円
2リットル超2.5リットル以下	45,000円	43,500円
2.5リットル超3リットル以下	51,000円	50,000円

3リットル超3.5リットル以下	58,000円	57,000円
3.5リットル超4リットル以下	66,500円	65,500円
4リットル超4.5リットル以下	76,500円	75,500円
4.5リットル超6リットル以下	88,000円	87,000円
6リットル超	111,000円	110,000円
電気自動車	29,500円	25,000円

(4) キャンピング車

総排気量	改正前	改正後
1リットル以下	23,600円	20,000円
1リットル超1.5リットル以下	27,600円	24,400円
1.5リットル超2リットル以下	31,600円	28,800円
2リットル超2.5リットル以下	36,000円	34,800円
2.5リットル超3リットル以下	40,800円	40,000円
3リットル超3.5リットル以下	46,400円	45,600円
3.5リットル超4リットル以下	53,200円	52,400円
4リットル超4.5リットル以下	61,200円	60,400円
4.5リットル超6リットル以下	70,400円	69,600円
6リットル超	88,800円	88,000円
電気自動車	23,600円	20,000円

ウ 最初の新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くし、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減する特例措置について、2年間延長することとした。(附則第18項・附則第20項関係)

エ 平成33年度及び平成34年度に最初の新規登録を受ける自家用乗用車、自家用教習車のうち乗用車に類するもの及びキャンピング車のうち、電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル乗用自動車に限り、当該登録の翌年度に税率のおおむね100分の75を軽減する特例措置を講ずることとした。(附則第18項関係)

オ その他規定の整備

(2) 改正を要する条例

条 例 の 題 名	改正の内容
島根県県税条例	(1)のア、エ及びオ
島根県県税条例等の一部を改正する条例	(1)のイ、ウ及びオ

(3) この条例は、地方税法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)が平成31年3月31日までに公布されないときは、その効力を失うこととした。

(4) この条例は、(3)の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の条例の規定と異なることとなるときは、廃止するものとする事とした。

2 施行期日

平成31年4月1日から施行することとした。ただし、1の(3)及び(4)については公布の日から、1の(1)のアについては平成31年10月1日から、1の(1)のエについては平成33年4月1日から施行することとした。

◇島根県消費者行政活性化基金条例を廃止する条例(条例第13号)

1 条例の概要

消費生活に関する相談窓口の機能の強化その他消費者の利益の擁護又は増進を図るための国の交付金による事業が

終了し、基金の設置を要しなくなったことから、島根県消費者行政活性化基金条例を廃止することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県立島根県民会館条例の一部を改正する条例（条例第14号）

1 条例の概要

(1) 指定管理者制度の導入

ア 指定管理者が行う業務に島根県立島根県民会館（以下「会館」という。）の有料駐車場の使用料の徴収に関する業務を追加することとした。（第4条関係）

イ 会館の有料駐車場を使用する者は、次に掲げる使用料を納付しなければならないこととした。（第18条・別表第2関係）

区 分	単位（1台につき）	使用料の額
会館を利用する者	3時間を超えて30分までごと	100円
その他の者	30分までごと	100円

ウ その他規定の整備

(2) 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、施設及び設備の利用料金に係る基準額を改定することとした。（別表第1関係）

2 施行期日

1の(1)については平成31年4月1日から、1の(2)については同年10月1日から施行することとした。

◇貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第15号）

1 条例の概要

研修医研修支援資金に係る返還債務の免除の条件及び範囲を次のとおり追加することとした。（第2条関係）

(1) 臨床研修医に対する貸付金の貸付けを受けた者で、かつ、引き続き後期研修医に対する貸付金の貸付けを受けたものが、当該後期研修医に対する貸付金の貸付けを受けた日の属する年度の翌年度の4月から引き続き一定の期間特定地域医療機関において医師の業務に従事したとき。 債務の全部

(2) (1)の医師の業務の従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。 債務の全部

2 施行期日

平成31年4月1日から施行することとした。

◇島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第16号）

1 条例の概要

(1) 併設型小規模介護医療院の従業者の員数に係る規定の整備（第4条関係）

(2) 介護医療院の管理者が検体検査の業務等を委託する場合の基準に係る規定の整備（第33条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第17号）

1 条例の概要

(1) 母子支援員等となる資格を有する者について、学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含むものとする。こととした。（第38条・第53条・第103条関係）

(2) 児童指導員となる資格を有する者に、幼稚園の教諭の免許状を有する者であって、知事が適当と認めたものを追加することとした。(第59条関係)

(3) その他規定の整備

2 施行期日

平成31年4月1日から施行することとした。

◇島根県産業技術センター条例の一部を改正する条例(条例第18号)

1 条例の概要

(1) 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、設備機器の使用料及び各種の分析等の手数料の額を改定することとした。(第5条・別表関係)

(2) 繊維・製紙試験に係る手数料を廃止することとした。(別表関係)

2 施行期日

1の(2)については平成31年4月1日から、1の(1)については同年10月1日から施行することとした。

◇島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例(条例第19号)

1 条例の概要

屋外広告物を表示し、又は掲出する物件の設置を禁止する地域に、田園住居地域を追加することとした。(第2条関係)

2 施行期日

平成31年4月1日から施行することとした。

◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例(条例第20号)

1 条例の概要

県営住宅の設置を定めた別表から次の団地を削除することとした。(別表関係)

団地の名称	所在地
仙道団地	益田市

2 施行期日

平成31年4月1日から施行することとした。

◇島根県建築基準法施行条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第21号)

1 条例の概要

(1) 島根県建築基準法施行条例の一部改正

ア 建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う手数料の新設等

(ア) 特例許可を受けた建築物等の増築等の特例許可に係る手数料の新設(別表第4関係)

手数料を納付しなければならない者	手数料の額
特例許可を受けた建築物等の増築等の特例許可を受けようとする者	申請1件につき 107,000円

(イ) 騒音等の対策を講じた日常生活に必要な建築物等の建築等の特例許可に係る手数料の新設(別表第4関係)

手数料を納付しなければならない者	手数料の額
騒音等の対策を講じた日常生活に必要な建築物等の建築等の特例許可を受けようとする者	申請1件につき 135,000円

(ウ) 前面道路の境界線から後退して壁面線を指定した場合等における建築物の建蔽率に関する特例の許可に係る

手数料の新設（別表第 4 関係）

手数料を納付しなければならない者	手数料の額
前面道路の境界線から後退して壁面線を指定した場合等における建築物の建蔽率に関する特例の許可を受けようとする者	申請 1 件につき 161,000円

- (エ) 既存の 1 の建築物について 2 以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る工事の全体計画の認定に係る手数料の新設（別表第 4 関係）

手数料を納付しなければならない者	手数料の額
既存の 1 の建築物について 2 以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る工事の全体計画の認定を受けようとする者	申請 1 件につき 27,200円

- (オ) 既存の 1 の建築物について 2 以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定を受けた工事の全体計画の変更の認定に係る手数料の新設（別表第 4 関係）

手数料を納付しなければならない者	手数料の額
既存の 1 の建築物について 2 以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定を受けた工事の全体計画の変更の認定を受けようとする者	申請 1 件につき 27,200円

- (カ) 建築物の用途を変更して興行場等としての使用の許可に係る手数料の新設（別表第 4 関係）

手数料を納付しなければならない者	手数料の額
建築物の用途を変更して興行場等としての使用の許可を受けようとする者	申請 1 件につき 120,000円

- (キ) 建築物の用途を変更して特別興行場等としての使用の許可に係る手数料の新設（別表第 4 関係）

手数料を納付しなければならない者	手数料の額
建築物の用途を変更して特別興行場等としての使用の許可を受けようとする者	申請 1 件につき 161,000円

- (ク) 引用する条項の整理

イ 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、確認等の手数料の額を改定することとした。（別表第 4 関係）

(2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

ア 建築基準法に基づく事務のうち、次の事務を浜田市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町に権限移譲することとした。（第 2 条の表第 25 号関係）

- (ア) 特例許可を受けた建築物等の増築等の特例許可に係る申請の受理
- (イ) 騒音等の対策を講じた日常生活に必要な建築物等の建築等の特例許可に係る申請の受理
- (ウ) 前面道路の境界線から後退して壁面線を指定した場合等における建築物の建蔽率に関する特例の許可に係る申請の受理
- (エ) 既存の 1 の建築物について 2 以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る工事の全体計画の認定に係る申請の受理
- (オ) 既存の 1 の建築物について 2 以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定を受けた工事の全体計画の変更の認定に係る申請の受理
- (カ) 建築物の用途を変更して興行場等としての使用の許可に係る申請の受理
- (キ) 建築物の用途を変更して特別興行場等としての使用の許可に係る申請の受理

イ 引用する条項の整理

2 施行期日

1 の(1)のア及び(2)については建築基準法の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、1 の(1)のイについては平成31年10月 1 日から施行することとした。

◇島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第22号）

1 条例の概要

発電所の最大出力の変更（別表第1 関係）

名 称	改正前	改正後
三成発電所	2,830キロワット	3,150キロワット

2 施行期日

平成31年 4 月 2 日から施行することとした。

◇島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例（条例第23号）

1 条例の概要

水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格のうち、学校教育法による短期大学を卒業した者に係るものについて、同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含むものとする。こととした。（第3条・第4条 関係）

2 施行期日

平成31年 4 月 1 日から施行することとした。

◇島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第24号）

1 条例の概要

県立中央病院の経営の基本に関する事項の改正（別表関係）

- (1) 診療科目に消化器外科を追加することとした。
- (2) 一般病床を588床から572床とすることとした。

2 施行期日

平成31年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、1の(2)については、規則で定める日から施行することとした。

◇県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第25号）

1 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分		改正前	改正後	増 減
高等学校	教育職員	1,573人	1,568人	△5人
	事務職員及び技術職員	187人	186人	△1人
特別支援学校	教育職員	995人	996人	1人
	事務職員及び技術職員	80人	80人	—
小学校、中学校及び義務教育学校	教育職員	5,034人	5,016人	△18人
	事務職員及び技術職員	355人	355人	—

2 施行期日

平成31年 4 月 1 日から施行することとした。

◇地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第26号）

1 条例の概要

- (1) 交通捜査取締手当の額に加算する額の新設（第5条関係）

区 分	加算する額
交通特別捜査、事故捜査に従事する職員が交通事故・交通事故に係る道路上の捜査活動の作業（以下「作業」という。）に従事した時間帯の全部又は一部が夜間である場合	1 日 280円 (高速自動車国道等において作業に従事した場合は、420円を加算)

(2) 夜間特殊業務手当の額の改正（第13条関係）

改 正 前		改 正 後	
勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合	勤務 1 回 730円	深夜における勤務時間が5時間以上である場合	勤務 1 回 1,100円
		深夜における勤務時間が2時間以上5時間未満である場合	勤務 1 回 730円

2 施行期日

平成31年4月1日から施行することとした。

使用料、手数料等の額の改定等に関する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 1 号

使用料、手数料等の額の改定等に関する条例

(島根県手数料条例の一部改正)

第 1 条 島根県手数料条例(平成12年島根県条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

別表 4 の項第 2 号イ中「8,610円」を「8,620円」に改める。

別表10の 3 の項第 3 号及び第 4 号中「204,000円」を「205,000円」に改め、同項第 5 号から第 7 号までの規定中「120,000円」を「121,000円」に改める。

別表14の項第 2 号ア中「48,000円」を「48,500円」に改め、同号イ中「87,000円」を「88,000円」に改める。

別表15の項第 4 号イ中「43,000円」を「43,100円」に改める。

別表19の項第 1 号中「80,000円」を「80,800円」に改め、同項第 4 号中「62,000円」を「62,800円」に改める。

別表29の項第 3 号ウ中「1,570円」を「1,580円」に改める。

別表30の項第 3 号ア中「149,900円」を「150,000円」に改め、同号イ及びエ中「131,700円」を「131,800円」に改め、同号オ及びカ中「58,900円」を「59,000円」に改め、同項第 4 号ア中「138,100円」を「138,200円」に改め、同号イ及びエ中「115,100円」を「115,200円」に改め、同号オ及びカ中「47,200円」を「47,300円」に改め、同項第 5 号ア中「90,100円」を「90,200円」に改め、同号イ中「85,100円」を「85,200円」に改め、同号ウ中「47,700円」を「47,800円」に改め、同号オ中「44,900円」を「45,000円」に改め、同号カ中「40,000円」を「40,100円」に改め、同号キ中「33,600円」を「33,700円」に改め、同号ク中「40,000円」を「40,100円」に改め、同号ケ中「33,600円」を「33,700円」に改め、同項第 6 号ア中「50,800円」を「50,900円」に改め、同号イ中「48,100円」を「48,200円」に改め、同号ウ中「24,200円」を「24,300円」に改め、同号オ中「26,200円」を「26,300円」に改め、同号カ中「25,300

円」を「25,400円」に改め、同号キ中「24,200円」を「24,300円」に改め、同
号ク中「25,300円」を「25,400円」に改め、同号ケ中「24,200円」を「24,300
円」に改め、同項第 7 号ア中「81,100円」を「81,200円」に改め、同号イ中
「77,100円」を「77,200円」に改め、同号ウ中「41,400円」を「41,500円」に
改め、同号エ中「39,300円」を「39,400円」に改め、同号オ中「35,800円」を
「35,900円」に改め、同号カ中「30,800円」を「30,900円」に改め、同号キ中
「35,800円」を「35,900円」に改め、同号ク中「30,800円」を「30,900円」に
改め、同項第 9 号ア中「48,800円」を「48,900円」に改め、同号イ中「28,800
円」を「28,900円」に改め、同号ウ中「13,300円」を「13,400円」に改め、同
号エ中「48,800円」を「48,900円」に改め、同号オ中「28,800円」を「28,900
円」に改め、同号カ中「13,300円」を「13,400円」に改め、同項第10号中
「13,300円」を「13,400円」に改め、同項第11号ア中「104,100円」を「104,200
円」に改め、同号イ中「72,900円」を「73,000円」に改め、同号ウ中「39,300
円」を「39,400円」に改め、同号エ中「104,100円」を「104,200円」に改め、
同号オ中「72,900円」を「73,000円」に改め、同号カ中「39,300円」を「39,400
円」に改め、同項第12号中「39,300円」を「39,400円」に改め、同項第14号ア
中「149,900円」を「150,000円」に改め、同号イ中「131,700円」を「131,800
円」に改め、同号ウ中「95,100円」を「95,200円」に改め、同項第15号ア中
「138,100円」を「138,200円」に改め、同号イ中「115,100円」を「115,200円」
に改め、同号ウ中「70,000円」を「70,100円」に改め、同項第29号中「71,100
円」を「71,200円」に改め、同項第30号中「48,800円」を「48,900円」に改め、
同項第34号ア中「48,900円」を「49,000円」に改め、同号イ中「28,900円」を
「29,000円」に改め、同号ウ中「13,400円」を「13,500円」に改め、同号エ中
「48,900円」を「49,000円」に改め、同号オ中「28,900円」を「29,000円」に
改め、同号カ中「13,400円」を「13,500円」に改め、同項第35号中「13,300円」
を「13,400円」に改め、同項第36号ア中「104,200円」を「104,300円」に改め、
同号イ中「73,000円」を「73,100円」に改め、同号ウ中「39,400円」を「39,500
円」に改め、同号エ中「104,200円」を「104,300円」に改め、同号オ中「73,000

円」を「73,100円」に改め、同号カ中「39,400円」を「39,500円」に改め、同項第37号中「39,300円」を「39,400円」に改める。

別表37の項第2号イ中「31,800円」を「32,000円」に改め、同項第5号中「770円」を「780円」に改める。

別表39の項第2号中「3,850円」を「3,880円」に改め、同項第3号中「6,450円」を「6,480円」に改める。

別表40の項第2号中「8,950円」を「8,990円」に改め、同項第3号中「9,060円」を「9,100円」に改める。

別表47の項第2号ア(ウ)e中「3,700円」を「3,760円」に改め、同号ア(ウ)f中「6,900円」を「7,020円」に改め、同号ア(ウ)g中「11,000円」を「11,200円」に改め、同号ア(ウ)h中「15,400円」を「15,600円」に改め、同号ア(ウ)i中「19,600円」を「19,900円」に改め、同号ア(ウ)j中「22,200円」を「22,600円」に改め、同号ア(ウ)k中「30,400円」を「30,800円」に改め、同号ア(ウ)l中「51,800円」を「52,200円」に改め、同項第3号イ(ウ)c(h)中「2,520円」を「2,560円」に改め、同号イ(ウ)c(i)中「6,320円」を「6,430円」に改め、同号イ(ウ)c(j)中「7,970円」を「8,110円」に改め、同号イ(ウ)c(k)中「11,700円」を「11,900円」に改め、同号イ(ウ)c(l)中「14,500円」を「14,700円」に改め、同号イ(ウ)c(m)中「19,400円」を「19,700円」に改め、同号イ(ウ)c(n)中「21,900円」を「22,300円」に改め、同号イ(ウ)c(o)中「38,400円」を「38,800円」に改め、同項第4号中「710円」を「720円」に改め、同項第11号イ(ウ)中「23,300円」を「23,700円」に改め、同号イ(ウ)中「38,200円」を「38,800円」に改め、同号ウ中「33,300円」を「33,900円」に改め、同号エ(ウ)中「94,900円」を「96,100円」に改め、同号エ(ウ)中「125,000円」を「126,000円」に改め、同号エ(ウ)中「94,500円」を「95,700円」に改め、同号エ(ウ)中「105,000円」を「106,000円」に改め、同号エ(ウ)中「100,000円」を「101,000円」に改め、同号エ(ウ)中「115,000円」を「116,000円」に改め、同号エ(ウ)中「非分散型赤外線式一酸化炭素物濃度計」を「非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計」に、「100,000円」を「101,000円」に改め、同号エ(ウ)中「107,000円」を「108,000円」に改め、同号エ(ウ)中「25,800

円」を「26,100円」に改める。

別表64の2の項第1号イ(ウ)中「324,000円」を「325,000円」に、「166,000円」を「167,000円」に改め、同号イ(ロ)中「581,000円」を「583,000円」に、「285,000円」を「286,000円」に改め、同号イ(ハ)中「999,000円」を「1,002,000円」に、「438,000円」を「439,000円」に改め、同号イ(ニ)中「1,820,000円」を「1,825,000円」に、「784,000円」を「786,000円」に改め、同号イ(ホ)中「2,601,000円」を「2,608,000円」に、「190,000円」を「191,000円」に、「1,069,000円」を「1,072,000円」に改め、同号イ(ヘ)中「3,186,000円」を「3,195,000円」に、「1,294,000円」を「1,297,000円」に改め、同号エ(ウ)中「247,000円」を「248,000円」に、「31,000円」を「32,000円」に改め、同号エ(ロ)中「488,000円」を「489,000円」に改め、同号エ(ロ)中「873,000円」を「875,000円」に改め、同号エ(ハ)中「1,500,000円」を「1,505,000円」に改め、同号エ(ウ)中「2,731,000円」を「2,739,000円」に、「233,000円」を「234,000円」に改め、同号エ(ホ)中「3,902,000円」を「3,913,000円」に、「286,000円」を「287,000円」に改め、同号エ(ロ)中「4,781,000円」を「4,793,000円」に、「305,000円」を「306,000円」に改め、同項第2号イ(ウ)中「324,000円」を「325,000円」に、「166,000円」を「167,000円」に改め、同号イ(ロ)中「581,000円」を「583,000円」に、「285,000円」を「286,000円」に改め、同号イ(ハ)中「999,000円」を「1,002,000円」に、「438,000円」を「439,000円」に改め、同号イ(ニ)中「1,820,000円」を「1,825,000円」に、「784,000円」を「786,000円」に改め、同号イ(ホ)中「2,601,000円」を「2,608,000円」に、「190,000円」を「191,000円」に、「1,069,000円」を「1,072,000円」に改め、同号イ(ヘ)中「3,186,000円」を「3,195,000円」に、「1,294,000円」を「1,297,000円」に改め、同号エ(ウ)中「247,000円」を「248,000円」に、「31,000円」を「32,000円」に改め、同号エ(ロ)中「488,000円」を「489,000円」に改め、同号エ(ロ)中「873,000円」を「875,000円」に改め、同号エ(ハ)中「1,500,000円」を「1,505,000円」に改め、同号エ(ウ)中「2,731,000円」を「2,739,000円」に、「233,000円」を「234,000円」に改め、同号エ(ホ)中「3,902,000円」を

「3,913,000円」に、「286,000円」を「287,000円」に改め、同号エ(ウ)中「4,781,000円」を「4,793,000円」に、「305,000円」を「306,000円」に改め、同項第 3 号中「に100分の108を乗じて得た額」を削る。

別表64の 4 の項第 1 号ア中「以下、」を「以下」に、「33,500円」を「33,600円」に改め、同号イ(ウ)中「67,700円」を「67,900円」に改め、同号イ(イ)中「93,900円」を「94,100円」に改め、同号イ(ロ)中「189,000円」を「190,000円」に、「43,300円」を「43,500円」に改め、同号イ(ハ)中「77,700円」を「77,900円」に改め、同号イ(ニ)中「362,000円」を「363,000円」に改め、同号イ(ホ)中「475,000円」を「476,000円」に、「152,000円」を「153,000円」に改め、同号イ(ヘ)中「558,000円」を「559,000円」に改め、同号ウ(ウ) a 中「67,700円」を「67,900円」に改め、同号ウ(ウ) b 中「93,900円」を「94,100円」に改め、同号ウ(ウ) d 中「189,000円」を「190,000円」に、「43,300円」を「43,500円」に改め、同号ウ(ウ) e 中「77,700円」を「77,900円」に改め、同号ウ(ウ) f 中「362,000円」を「363,000円」に改め、同号ウ(ウ) g 中「475,000円」を「476,000円」に、「152,000円」を「153,000円」に改め、同号ウ(ウ) h 中「558,000円」を「559,000円」に改め、同号ウ(イ) c 中「271,000円」を「272,000円」に、「77,700円」を「77,900円」に改め、同号ウ(イ) d 中「348,000円」を「349,000円」に改め、同号ウ(イ) e 中「409,000円」を「410,000円」に、「152,000円」を「153,000円」に改め、同号ウ(イ) f 中「477,000円」を「478,000円」に改め、同号ウ(ウ) a 中「236,000円」を「237,000円」に改め、同号ウ(ウ) b 中「371,000円」を「372,000円」に改め、同号ウ(ウ) c 中「529,000円」を「530,000円」に、「77,700円」を「77,900円」に改め、同号ウ(ウ) d 中「648,000円」を「650,000円」に改め、同号ウ(ウ) e 中「752,000円」を「754,000円」に、「152,000円」を「153,000円」に改め、同号ウ(ウ) f 中「859,000円」を「861,000円」に改め、同号エ(ウ)中「236,000円」を「237,000円」に改め、同号エ(イ)中「371,000円」を「372,000円」に改め、同号エ(ウ)中「529,000円」を「530,000円」に、「77,700円」を「77,900円」に改め、同号エ(ロ)中「648,000円」を「650,000円」に改め、同号エ(ハ)中「752,000円」を「754,000円」に、「152,000円」を「153,000円」に改

め、同号エ(カ)中「859,000円」を「861,000円」に改め、同項第 2 号ア中「16,700円」を「16,800円」に改め、同号ウ(イ) a 中「67,700円」を「67,900円」に改め、同号ウ(イ) b 中「93,900円」を「94,100円」に改め、同号ウ(イ) d 中「189,000円」を「190,000円」に、「43,300円」を「43,500円」に改め、同号ウ(イ) e 中「77,700円」を「77,900円」に改め、同号ウ(イ) f 中「362,000円」を「363,000円」に改め、同号ウ(イ) g 中「475,000円」を「476,000円」に、「152,000円」を「153,000円」に改め、同号ウ(イ) h 中「558,000円」を「559,000円」に改め、同号ウ(ウ) c 中「271,000円」を「272,000円」に、「77,700円」を「77,900円」に改め、同号ウ(ウ) d 中「348,000円」を「349,000円」に改め、同号ウ(ウ) e 中「409,000円」を「410,000円」に、「152,000円」を「153,000円」に改め、同号ウ(ウ) f 中「477,000円」を「478,000円」に改め、同号ウ(ロ) a 中「236,000円」を「237,000円」に改め、同号ウ(ロ) b 中「371,000円」を「372,000円」に改め、同号ウ(ロ) c 中「529,000円」を「530,000円」に、「77,700円」を「77,900円」に改め、同号ウ(ロ) d 中「648,000円」を「650,000円」に改め、同号ウ(ロ) e 中「752,000円」を「754,000円」に、「152,000円」を「153,000円」に改め、同号ウ(ロ) f 中「859,000円」を「861,000円」に改め、同号エ(ケ)中「236,000円」を「237,000円」に改め、同号エ(ケ)中「371,000円」を「372,000円」に改め、同号エ(カ)中「529,000円」を「530,000円」に、「77,700円」を「77,900円」に改め、同号エ(ロ)中「648,000円」を「650,000円」に改め、同号エ(ロ)中「752,000円」を「754,000円」に、「152,000円」を「153,000円」に改め、同号エ(カ)中「859,000円」を「861,000円」に改め、同項第 3 号中「に100分の108を乗じて得た額」を削る。

別表64の 5 の項第 1 号ア(ケ) a 中「223,000円」を「224,000円」に改め、同号ア(ケ) b 中「356,000円」を「357,000円」に改め、同号ア(ケ) c 中「507,000円」を「509,000円」に改め、同号ア(ケ) d 中「625,000円」を「627,000円」に改め、同号ア(ケ) e 中「727,000円」を「729,000円」に改め、同号ア(ケ) f 中「829,000円」を「831,000円」に改め、同号ア(イ) e 中「177,000円」を「178,000円」に改め、同号ア(イ) f 中「219,000円」を「220,000円」に改め、同号イ(ケ) b 中「141,000

円」を「142,000円」に改め、同号イㇿc中「228,000円」を「229,000円」に改め、同号イㇿd中「298,000円」を「299,000円」に改め、同号イㇿe中「352,000円」を「353,000円」に改め、同号イㇿf中「413,000円」を「415,000円」に改め、同号イ(イ)e中「169,000円」を「170,000円」に改め、同号イ(イ)f中「210,000円」を「211,000円」に改め、同項第2号アㇿa中「223,000円」を「224,000円」に改め、同号アㇿb中「356,000円」を「357,000円」に改め、同号アㇿc中「507,000円」を「509,000円」に改め、同号アㇿd中「625,000円」を「627,000円」に改め、同号アㇿe中「727,000円」を「729,000円」に改め、同号アㇿf中「829,000円」を「831,000円」に改め、同号ア(イ)e中「177,000円」を「178,000円」に改め、同号ア(イ)f中「219,000円」を「220,000円」に改め、同号イㇿb中「141,000円」を「142,000円」に改め、同号イㇿc中「228,000円」を「229,000円」に改め、同号イㇿd中「298,000円」を「299,000円」に改め、同号イㇿe中「352,000円」を「353,000円」に改め、同号イㇿf中「413,000円」を「415,000円」に改め、同号イ(イ)e中「169,000円」を「170,000円」に改め、同号イ(イ)f中「210,000円」を「211,000円」に改め、同項第3号アㇿa中「223,000円」を「224,000円」に改め、同号アㇿb中「356,000円」を「357,000円」に改め、同号アㇿc中「507,000円」を「509,000円」に改め、同号アㇿd中「625,000円」を「627,000円」に改め、同号アㇿe中「727,000円」を「729,000円」に改め、同号アㇿf中「829,000円」を「831,000円」に改め、同号ア(イ)e中「177,000円」を「178,000円」に改め、同号ア(イ)f中「219,000円」を「220,000円」に改め、同号イㇿb中「141,000円」を「142,000円」に改め、同号イㇿc中「228,000円」を「229,000円」に改め、同号イㇿd中「298,000円」を「299,000円」に改め、同号イㇿe中「352,000円」を「353,000円」に改め、同号イㇿf中「413,000円」を「415,000円」に改め、同号イ(イ)e中「169,000円」を「170,000円」に改め、同号イ(イ)f中「210,000円」を「211,000円」に改め、同項第4号アㇿa中「223,000円」を「224,000円」に改め、同号アㇿb中「356,000円」を「357,000円」に改め、同号アㇿc中「507,000円」を「509,000円」に改め、同号アㇿd中「625,000円」

を「627,000円」に改め、同号アㇿe中「727,000円」を「729,000円」に改め、
同号アㇿf中「829,000円」を「831,000円」に改め、同号アㇿe中「177,000
円」を「178,000円」に改め、同号アㇿf中「219,000円」を「220,000円」に改
め、同号イㇿb中「141,000円」を「142,000円」に改め、同号イㇿc中
「228,000円」を「229,000円」に改め、同号イㇿd中「298,000円」を「299,000
円」に改め、同号イㇿe中「352,000円」を「353,000円」に改め、同号イㇿf
中「413,000円」を「415,000円」に改め、同号イㇿe中「169,000円」を
「170,000円」に改め、同号イㇿf中「210,000円」を「211,000円」に改め、同
項第 5 号アㇿa中「223,000円」を「224,000円」に改め、同号アㇿb中
「356,000円」を「357,000円」に改め、同号アㇿc中「507,000円」を「509,000
円」に改め、同号アㇿd中「625,000円」を「627,000円」に改め、同号アㇿe
中「727,000円」を「729,000円」に改め、同号アㇿf中「829,000円」を
「831,000円」に改め、同号アㇿe中「177,000円」を「178,000円」に改め、同
号アㇿf中「219,000円」を「220,000円」に改め、同号イㇿb中「141,000円」
を「142,000円」に改め、同号イㇿc中「228,000円」を「229,000円」に改め、
同号イㇿd中「298,000円」を「299,000円」に改め、同号イㇿe中「352,000
円」を「353,000円」に改め、同号イㇿf中「413,000円」を「415,000円」に改
め、同号イㇿe中「169,000円」を「170,000円」に改め、同号イㇿf中
「210,000円」を「211,000円」に改め、同項第 6 号アㇿa中「223,000円」を
「224,000円」に改め、同号アㇿb中「356,000円」を「357,000円」に改め、同
号アㇿc中「507,000円」を「509,000円」に改め、同号アㇿd中「625,000円」
を「627,000円」に、「123,000円」を「124,000円」に改め、同号アㇿe中
「727,000円」を「729,000円」に改め、同号アㇿf中「829,000円」を「831,000
円」に、「191,000円」を「192,000円」に改め、同号アㇿb中「141,000円」を
「142,000円」に改め、同号アㇿc中「228,000円」を「229,000円」に改め、同
号アㇿd中「298,000円」を「299,000円」に、「123,000円」を「124,000円」
に改め、同号アㇿe中「352,000円」を「353,000円」に改め、同号アㇿf中
「413,000円」を「415,000円」に、「191,000円」を「192,000円」に改め、同

号アウ b 中「113,000円」を「114,000円」に改め、同号アウ c 中「44,000円」を「45,000円」に改め、同号アウ d 中「267,000円」を「268,000円」に改め、同項第 7 号アウ a 中「223,000円」を「224,000円」に改め、同号アウ b 中「356,000円」を「357,000円」に改め、同号アウ c 中「507,000円」を「509,000円」に改め、同号アウ d 中「625,000円」を「627,000円」に、「123,000円」を「124,000円」に改め、同号アウ e 中「727,000円」を「729,000円」に改め、同号アウ f 中「829,000円」を「831,000円」に、「191,000円」を「192,000円」に改め、同号アウ b 中「141,000円」を「142,000円」に改め、同号アウ c 中「228,000円」を「229,000円」に改め、同号アウ d 中「298,000円」を「299,000円」に、「123,000円」を「124,000円」に改め、同号アウ e 中「352,000円」を「353,000円」に改め、同号アウ f 中「413,000円」を「415,000円」に、「191,000円」を「192,000円」に改め、同号アウ b 中「113,000円」を「114,000円」に改め、同号アウ c 中「44,000円」を「45,000円」に改め、同号アウ d 中「267,000円」を「268,000円」に改め、同項第 8 号中「に100分の108を乗じて得た額」を削り、同項第 9 号アウ a 中「223,000円」を「224,000円」に改め、同号アウ b 中「356,000円」を「357,000円」に改め、同号アウ c 中「507,000円」を「509,000円」に改め、同号アウ d 中「625,000円」を「627,000円」に、「123,000円」を「124,000円」に改め、同号アウ e 中「727,000円」を「729,000円」に改め、同号アウ f 中「829,000円」を「831,000円」に、「191,000円」を「192,000円」に改め、同号アウ b 中「141,000円」を「142,000円」に改め、同号アウ c 中「228,000円」を「229,000円」に改め、同号アウ d 中「298,000円」を「299,000円」に、「123,000円」を「124,000円」に改め、同号アウ e 中「352,000円」を「353,000円」に改め、同号アウ f 中「413,000円」を「415,000円」に、「191,000円」を「192,000円」に改め、同号アウ b 中「113,000円」を「114,000円」に改め、同号アウ c 中「44,000円」を「45,000円」に改め、同号アウ d 中「267,000円」を「268,000円」に改め、同号アウ c 中「101,000円」を「102,000円」に、「44,000円」を「45,000円」に改める。

別表67の項第 1 号イ及び第 2 号イ中「100円」を「110円」に改める。

(行政財産の使用料に関する条例の一部改正)

第 2 条 行政財産の使用料に関する条例（昭和39年島根県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(島根県中山間地域研究センター条例の一部改正)

第 3 条 島根県中山間地域研究センター条例（平成14年島根県条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表中

2,040円	2,720円	5,440円
1,650円	2,200円	4,400円
5,940円	7,920円	15,840円
1,140円	1,520円	3,040円
1,530円	2,040円	4,080円
2,280円	3,040円	6,080円

を

2,070円	2,760円	5,520円
1,680円	2,240円	4,480円
6,060円	8,080円	16,160円
1,170円	1,560円	3,120円
1,560円	2,080円	4,160円
2,340円	3,120円	6,240円

に改め、別表第 1 の 2 の表中

「1,870円」を「1,900円」に改め、別表第 1 の 3 の表中「990円」を「1,000円」に、「2,600円」を「2,650円」に、「2,830円」を「2,880円」に、「2,640円」を「2,680円」に改める。

別表第 2 の 1 の項第 1 号中「1,060円」を「1,080円」に改め、同項第 2 号中「2,510円」を「2,560円」に改め、同表の 2 の項第 1 号中「440円」を「450円」に改め、同項第 2 号中「2,230円」を「2,280円」に改め、同表の 3 の項第 1 号中「2,270円」を「2,310円」に改め、同項第 2 号中「2,000円」を「2,040円」

に改め、同項第 3 号中「3,840円」を「3,920円」に改め、同項第 4 号中「4,840円」を「4,930円」に改め、同項第 5 号中「16,920円」を「17,230円」に改め、同表の 4 の項中「2,570円」を「2,620円」に改め、同表の 5 の項第 1 号中「8,250円」を「8,410円」に改め、同項第 2 号中「5,910円」を「6,020円」に改め、同表の 6 の項第 1 号中「1,940円」を「1,970円」に改め、同項第 2 号中「2,050円」を「2,090円」に改め、同項第 3 号中「5,390円」を「5,490円」に改め、同項第 4 号中「1,680円」を「1,710円」に改め、同項第 5 号中「3,560円」を「3,620円」に改める。

(島根県立しまね海洋館条例の一部改正)

第 4 条 島根県立しまね海洋館条例（平成11年島根県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者の項中「1,430円」を「1,450円」に改め、同表その他の者の項中「1,540円」を「1,560円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「4,110円」を「4,180円」に改める。

(警察に関する手数料条例の一部改正)

第 5 条 警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の36の項中「2,200円」を「2,250円」に改め、同表の37の項中「300円」を「310円」に改め、同表の41の 2 の項中「3,850円」を「3,910円」に、「2,100円」を「2,130円」に改め、同表の47の 3 の項及び47の 4 の項中「1,000円」を「1,010円」に改め、同表の51の項の 1 中「1,820円」を「1,830円」に改め、同項の 2 中「1,400円」を「1,410円」に改め、同項の 3 中「2,750円」を「2,790円」に改め、同表の52の項中「2,100円」を「2,110円」に改める。

(島根県保健所条例の一部改正)

第 6 条 島根県保健所条例（昭和39年島根県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の項中「8 円64銭」を「8 円80銭」に改める。

(島根県立総合福祉センター条例の一部改正)

第 7 条 島根県立総合福祉センター条例（平成 7 年島根県条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の(1)の表中

5,770円	7,800円	5,770円	13,500円	13,500円	19,300円	
3,830円	5,130円	3,830円	8,960円	8,960円	12,700円	
9,180円	12,100円	9,180円	21,200円	21,200円	30,400円	
4,700円	6,200円	4,700円	10,900円	10,900円	15,600円	
5,020円	6,630円	5,020円	11,600円	11,600円	16,600円	
1,170円	1,590円	1,170円	2,760円	2,760円	3,930円	を
1,380円	1,810円	1,380円	3,190円	3,190円	4,570円	
3,950円	5,330円	3,950円	9,280円	9,280円	13,200円	
6,280円	8,370円	6,280円	14,600円	14,600円	20,900円	
4,970円	6,630円	4,970円	11,600円	11,600円	16,500円	
2,550円	3,420円	2,550円	5,970円	5,970円	8,520円	

5,870円	7,940円	5,870円	13,800円	13,800円	19,600円	
3,910円	5,220円	3,910円	9,130円	9,130円	13,000円	
9,350円	12,400円	9,350円	21,700円	21,700円	31,100円	
4,780円	6,310円	4,780円	11,000円	11,000円	15,800円	
5,110円	6,750円	5,110円	11,800円	11,800円	16,900円	
1,190円	1,620円	1,190円	2,810円	2,810円	4,000円	に改
1,410円	1,840円	1,410円	3,250円	3,250円	4,660円	
4,020円	5,430円	4,020円	9,450円	9,450円	13,400円	
6,390円	8,530円	6,390円	14,900円	14,900円	21,300円	
5,060円	6,750円	5,060円	11,800円	11,800円	16,800円	
2,600円	3,480円	2,600円	6,080円	6,080円	8,680円	

め、別表の 1 の(2)の表中

5,290円	7,060円	5,290円	12,300円	12,300円	17,600円
1,850円	2,470円	1,850円	4,320円	4,320円	6,170円
4,760円	6,360円	4,760円	11,100円	11,100円	15,800円
8,490円	11,300円	8,490円	19,700円	19,700円	28,200円
4,140円	5,530円	4,140円	9,670円	9,670円	13,800円
3,920円	5,230円	3,920円	9,150円	9,150円	13,000円
3,370円	4,490円	3,370円	7,860円	7,860円	11,200円
4,010円	5,340円	4,010円	9,350円	9,350円	13,300円
6,360円	8,480円	6,360円	14,800円	14,800円	21,200円
5,100円	6,780円	5,100円	11,800円	11,800円	16,900円
1,040円	1,390円	1,040円	2,430円	2,430円	3,470円
2,460円	3,270円	2,460円	5,730円	5,730円	8,190円
1,740円	2,320円	1,740円	4,060円	4,060円	5,800円
660円	880円	660円	1,540円	1,540円	2,200円
2,530円	3,380円	2,530円	5,910円	5,910円	8,440円

を

5,390円	7,190円	5,390円	12,500円	12,500円	17,900円
1,880円	2,520円	1,880円	4,400円	4,400円	6,280円
4,850円	6,470円	4,850円	11,300円	11,300円	16,100円
8,640円	11,500円	8,640円	20,100円	20,100円	28,700円
4,220円	5,630円	4,220円	9,850円	9,850円	14,000円
4,000円	5,330円	4,000円	9,330円	9,330円	13,300円
3,430円	4,570円	3,430円	8,000円	8,000円	11,400円
4,080円	5,440円	4,080円	9,520円	9,520円	13,600円
6,470円	8,630円	6,470円	15,100円	15,100円	21,500円
5,200円	6,910円	5,200円	12,100円	12,100円	17,300円

に改

1,060円	1,420円	1,060円	2,480円	2,480円	3,540円
2,500円	3,330円	2,500円	5,830円	5,830円	8,330円
1,770円	2,360円	1,770円	4,130円	4,130円	5,900円
670円	900円	670円	1,570円	1,570円	2,240円
2,580円	3,440円	2,580円	6,020円	6,020円	8,600円

める。

(島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所条例の一部改正)

第 8 条 島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所条例（平成20年島根県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「構造改革特別区域法」を「構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第33号）附則第 3 条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第 1 条の規定による改正前の構造改革特別区域法」に改める。

第 3 条第 2 項第 6 号中「10円80銭」を「11円」に改める。

(島根県立はつらつ体育館条例の一部改正)

第 9 条 島根県立はつらつ体育館条例（平成15年島根県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中「2,340円」を「2,380円」に、「3,510円」を「3,570円」に、「4,800円」を「4,880円」に、「5,970円」を「6,080円」に、「7,680円」を「7,820円」に、「12,000円」を「12,200円」に、「18,000円」を「18,300円」に、「24,000円」を「24,400円」に、「30,100円」を「30,600円」に、「39,100円」を「39,800円」に、「590円」を「600円」に改める。

(化製場等に関する法律施行条例の一部改正)

第10条 化製場等に関する法律施行条例（昭和59年島根県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「前条第 1 項」を「第 2 条第 1 項」に改める。

第 8 条第 1 項第 1 号中「25,080円」を「25,120円」に改め、同項第 2 号中

「17,090円」を「17,120円」に改める。

(島根県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第11条 島根県立病院使用料及び手数料条例(昭和44年島根県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「10円80銭」を「11円」に、「100分の108」を「100分の110」に改める。

(島根県立武道施設条例の一部改正)

第12条 島根県立武道施設条例(昭和45年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表の1の(1)の表中

円	円
1,580	2,030
4,840	6,170
7,940	10,290
690	890
2,090	2,710
3,500	4,540
330	430
1,040	1,340
1,740	2,270

を

円	円
1,600	2,060
4,920	6,280
8,080	10,480
700	900
2,120	2,760
3,560	4,620

に改め、別表の1の(2)の表中

330	430
1,050	1,360
1,770	2,310

円	円
1,580	2,030
4,840	6,170
7,940	10,290
780	980

円	円
1,600	2,060
4,920	6,280
8,080	10,480
790	990

の 2 の表中「2,360円」を「2,400円」に、「5,910円」を「6,010円」に改める。

(島根県立体育施設条例の一部改正)

第13条 島根県立体育施設条例（昭和52年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

円	円
2,650	2,690
13,260	13,500
19,910	20,270
39,780	40,510
1,650	1,680
3,470	3,530
5,280	5,370
10,590	10,780
1,950	1,980
4,100	4,170
6,230	6,340
12,500	12,730

「650円」に、「760円」を「770円」に、

1,340		1,360	
2,650		2,690	
4,000		4,070	
7,960		8,100	
1,280	を	1,300	に改め、別表第 1 の 2 の表中「2,360円」
1,620		1,650	
770		780	
1,060		1,070	
510		510	
700		710	

を「2,400円」に、「2,620円」を「2,660円」に改める。

別表第 2 の 1 の表中

円	円	円	円
3,300	4,610	3,360	4,690
16,560	23,190	16,860	23,610
24,860	34,810	25,320	35,450
49,710	69,600	50,630	70,880
430	640	430	650
840	1,200	850	1,220

		を			に改め、別表第 2 の 2
830	1,170		840	1,190	
310	440		310	440	
520	730		520	740	

の表中「2,360円」を「2,400円」に、「5,910円」を「6,010円」に改める。

別表第 3 の 1 の表中

円	円	を	円	円	に改め、別表
2,000	2,750		2,030	2,800	
6,970	9,680		7,090	9,850	
10,440	14,700		10,630	14,970	
24,510	37,420		24,960	38,110	
520	730		520	740	
520	730		520	740	

第 3 の 2 の表中「1,820円」を「1,850円」に、「2,360円」を「2,400円」に改める。

(島根県立青少年社会教育施設条例の一部改正)

第14条 島根県立青少年社会教育施設条例（平成 3 年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中「1,050円」を「1,060円」に、「1,580円」を「1,600円」に改め、別表の 2 の(1)の(ア)の表中

円 690	円 920	円 920	円 1,610	円 1,840	円 2,530
1,520	2,030	2,030	3,550	4,060	5,580
260	360	360	620	720	980
600	800	800	1,400	1,600	2,200
690	920	920	1,610	1,840	2,530
820	1,110	1,110	1,930	2,220	3,040
330	450	450	780	900	1,230
570	760	760	1,330	1,520	2,090
1,210	1,610	1,610	2,820	3,220	4,430
2,880	3,830	3,830	6,710	7,660	10,540
1 時間につき					1,950円

を

円 700	円 930	円 930	円 1,630	円 1,860	円 2,560
1,540	2,060	2,060	3,600	4,120	5,660
260	360	360	620	720	980

610	810	810	1,420	1,620	2,230
700	930	930	1,630	1,860	2,560
830	1,130	1,130	1,960	2,260	3,090
330	450	450	780	900	1,230
580	770	770	1,350	1,540	2,120
1,230	1,630	1,630	2,860	3,260	4,490
2,930	3,900	3,900	6,830	7,800	10,730
1 時間につき				1,980円	

に改め、別表の 2 の

(1)の(イ)の表中

円	円	円	円	円	円
940	1,270	1,270	2,210	2,540	3,480
250	330	330	580	660	910
690	920	920	1,610	1,840	2,530

を

円	円	円	円	円	円
950	1,290	1,290	2,240	2,580	3,530
250	330	330	580	660	910
700	930	930	1,630	1,860	2,560

に改め、別表の 2 の

(1)の(イ)の表中「2,330円」を「2,370円」に、「1,740円」を「1,770円」に、「1,980円」を「2,010円」に、「3,980円」を「4,050円」に改め、別表の 2 の

円	円	円	円	円	円
---	---	---	---	---	---

(2)の(ア)の表中

1,340	1,800	1,800	3,140	3,600	4,940	を
870	1,170	1,170	2,040	2,340	3,210	

円	円	円	円	円	円	に、「1,250円」を
1,360	1,830	1,830	3,190	3,660	5,020	
880	1,190	1,190	2,070	2,380	3,260	

「1,270円」に改め、別表の 2 の(2)の(イ)の表中

円	円	円	を
1,240	1,660	2,900	
940	1,260	2,200	
610	820	1,430	
2,820	3,780	6,600	
810	1,100	1,910	

円	円	円	に改める。
1,260	1,690	2,950	
950	1,280	2,230	
620	830	1,450	
2,870	3,850	6,720	
820	1,120	1,940	

(島根県立古墳の丘古曾志公園条例の一部改正)

第15条 島根県立古墳の丘古曾志公園条例（平成3年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「1,880円」を「1,910円」に、「920円」を「930円」に改め、別表の2の表中「620円」を「630円」に、「830円」を「840円」に改める。

(島根県立古代出雲歴史博物館条例の一部改正)

第16条 島根県立古代出雲歴史博物館条例（平成17年島根県条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「610円」を「620円」に改める。

(島根県農業技術センター分析等手数料条例の一部改正)

第17条 島根県農業技術センター分析等手数料条例（昭和26年島根県条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表1の項第1号中「1,200円」を「1,220円」に改め、同項第2号中「1,810円」を「1,840円」に改め、同項第3号中「2,270円」を「2,310円」に改め、同項第4号中「3,020円」を「3,070円」に改め、同項第5号中「3,830円」を「3,900円」に改め、同項第6号中「4,730円」を「4,810円」に改め、同項第7号中「4,890円」を「4,980円」に改め、同項第8号中「5,520円」を「5,620円」に改め、同項第9号中「6,840円」を「6,960円」に改め、同表2の項第1号中「1,200円」を「1,220円」に改め、同項第2号中「3,020円」を「3,070円」に改め、同項第3号中「11,200円」を「11,400円」に改め、同表3の項第1号中「3,020円」を「3,070円」に改め、同項第2号中「4,730円」を「4,810円」に改め、同項第3号中「6,840円」を「6,960円」に改め、同項第4号中「11,200円」を「11,400円」に改め、同項第5号中「33,500円」を「34,200円」に改め、同表4の項第1号中「1,160円」を「1,180円」に改め、同項第2号中「1,220円」を「1,240円」に改め、同項第3号中「2,010円」を「2,050円」に改め、同項第4号中「2,050円」を「2,090円」に改め、同項第5号中「2,110円」を「2,150円」に改め、同項第6号中「2,360円」を「2,400円」に改め、同項第7号中「2,400円」を「2,450円」に改め、同項第8号中「2,660円」を「2,700円」

に改め、同項第 9 号中「2,690円」を「2,740円」に改め、同項第10号中「3,110円」を「3,170円」に改め、同項第11号中「3,150円」を「3,210円」に改め、同項第12号中「3,250円」を「3,310円」に改め、同項第13号中「3,360円」を「3,420円」に改め、同項第14号中「3,390円」を「3,460円」に改め、同項第15号中「3,430円」を「3,490円」に改め、同項第16号中「4,220円」を「4,300円」に改め、同項第17号中「5,090円」を「5,190円」に改め、同項第18号中「7,520円」を「7,660円」に改め、同表 5 の項第 1 号中「740円」を「750円」に改め、同項第 2 号中「2,420円」を「2,460円」に改める。

(島根県立農業研修館条例の一部条例)

第18条 島根県立農業研修館条例（昭和57年島根県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中

円	円	円
1,910	2,290	3,830
1,120	1,330	2,240
630	760	1,270

を

円	円	円
1,940	2,330	3,900
1,140	1,350	2,280
640	770	1,290

に改め、別表の 2 の表中

「730円」を「740円」に改める。

(島根県家畜保健衛生所条例の一部改正)

第19条 島根県家畜保健衛生所条例（昭和44年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 4 の項中「1,210円」を「1,220円」に改める。

別表第 3 の 1 の項中「160円」を「170円」に改め、同表の 2 の項中「820円」を「840円」に、「900円」を「910円」に、「720円」を「730円」に改め、同

表の 3 の項中「4,660円」を「4,750円」に改め、同表の 4 の項中「1,240円」を「1,260円」に改め、同表の 5 の項中「2,420円」を「2,460円」に改める。

別表第 4 の 4 の項中「460円」を「470円」に改め、同表の 5 の項中「480円」を「490円」に改め、同表の 6 の項中「620円」を「630円」に改め、同表の 7 の項中「410円」を「420円」に改める。

別表第 5 の 1 の項中「1,850円」を「1,890円」に改め、同表の 2 の項中「2,050円」を「2,080円」に改め、同表の 3 の項中「2,070円」を「2,110円」に改める。

別表第 7 中「10,380円」を「10,560円」に改める。

(島根県畜産技術センター分析等手数料条例の一部改正)

第20条 島根県畜産技術センター分析等手数料条例（平成17年島根県条例第84号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表 1 の項中「1,620円」を「1,650円」に改め、同表 2 の項第 1 号中「7,790円」を「7,930円」に改め、同項第 2 号中「2,420円」を「2,460円」に改め、別表 2 の表中「34,900円」を「35,600円」に改め、別表 3 の表中「4,920円」を「5,010円」に改め、別表 4 の表中「2,110円」を「2,150円」に改める。

(島根県立ふるさとの森条例の一部改正)

第21条 島根県立ふるさとの森条例（平成 5 年島根県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「560円」を「570円」に改める。

(島根県立中海水中貯木場条例の一部改正)

第22条 島根県立中海水中貯木場条例（昭和53年島根県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中「16円20銭」を「16円50銭」に改める。

(島根県漁港管理条例の一部改正)

第23条 島根県漁港管理条例（昭和34年島根県条例第26号）の一部を次のように改正する。

	302円40銭		308円	
	2,494円80銭		2,541円	
	5,702円40銭		5,808円	
	572円40銭		583円	
	885円60銭		902円	
	1,188円		1,210円	
	518円40銭		528円	
	820円80銭		836円	
	1,080円		1,100円	
	51円84銭		52円80銭	
	21円60銭		22円	
	31円32銭		31円90銭	
	46円44銭		47円30銭	
別表第 2 中	61円56銭	を	62円70銭	に改める。

92円88銭	94円60銭
118円80銭	121円
216円	220円
313円20銭	319円
615円60銭	627円
691円20銭	704円
25円92銭	26円40銭

別表第 3 の 1 の表中	1 立方メートルにつき	129円60銭	を
	1 立方メートルにつき	151円20銭	
	1 立方メートルにつき	172円80銭	
	1 立方メートルにつき	172円80銭	
	1 個につき	64円80銭	

1 個につき 86円40銭に、平均径が40センチメートルに10センチメートル増すごとに21円60銭を加えた額

1 立方メートルにつき	132円
1 立方メートルにつき	154円
1 立方メートルにつき	176円
1 立方メートルにつき	176円
1 個につき	66円
1 個につき 88円に、平均径が40センチメートルに10センチメートル増すごとに22円を加えた額	

に改め、別表第 3 の 2 の表中

14円 4 銭
65円88銭
691円20銭
280円80銭
356円40銭
518円40銭
118円80銭
280円80銭

を

14円30銭
67円10銭
704円
286円
363円
528円
121円
286円

に改める。

540円	550円
205円20銭	209円
14円 4 銭	14円30銭

(島根県立産業交流会館条例の一部改正)

第24条 島根県立産業交流会館条例（平成16年島根県条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の(1)の表中

234,630円	312,850円	476,980円	78,210円
281,560円	375,410円	572,370円	93,840円
165,240円	220,320円	332,680円	55,080円
198,280円	264,380円	399,200円	66,090円
95,830円	127,770円	192,770円	31,930円
114,990円	153,320円	231,320円	38,320円
42,950円	57,280円	83,710円	14,310円
51,540円	68,720円	100,450円	17,170円
17,520円	23,350円	35,600円	5,830円
21,020円	28,020円	42,720円	6,990円
83,600円	111,470円	170,950円	27,860円
2,650円	3,530円	4,950円	870円
2,970円	3,970円	5,510円	970円
1,970円	2,640円	3,960円	650円
5,950円	7,950円	11,990円	1,970円

を

1,660円	2,220円	3,310円	550円
4,630円	6,190円	8,920円	1,530円
3,650円	4,860円	6,820円	1,210円
96円	129円	190円	32円
20,490円	27,320円	41,630円	6,820円
18,500円	24,670円	37,770円	6,160円
8,940円	11,920円	17,940円	2,970円

238,980円	318,640円	485,820円	79,660円
286,770円	382,370円	582,970円	95,580円
168,300円	224,400円	338,840円	56,100円
201,960円	269,280円	406,600円	67,320円
97,600円	130,140円	196,340円	32,520円
117,120円	156,160円	235,600円	39,030円
43,740円	58,340円	85,260円	14,580円
52,490円	70,000円	102,310円	17,490円
17,850円	23,790円	36,260円	5,940円
21,410円	28,540円	43,510円	7,120円
85,150円	113,540円	174,120円	28,380円
2,700円	3,600円	5,040円	890円
3,020円	4,040円	5,610円	990円
2,010円	2,690円	4,030円	670円
6,060円	8,090円	12,210円	2,010円

に改

1,690円	2,260円	3,370円	560円
4,720円	6,300円	9,090円	1,560円
3,710円	4,950円	6,950円	1,230円
97円	130円	193円	33円
20,870円	27,830円	42,400円	6,950円
18,840円	25,130円	38,470円	6,270円
9,110円	12,140円	18,280円	3,020円

め、別表の 1 の(2)の表中「5,610円」を「5,720円」に、「2,600円」を「2,650円」に、「12,940円」を「13,180円」に、「3,880円」を「3,960円」に改め、

別表の 2 の表中	23,450円	を	23,880円	に改める。
	16,520円		16,830円	
	9,580円		9,760円	
	4,280円		4,360円	
	1,750円		1,790円	

(島根県立産業高度化支援センター条例の一部改正)

第25条 島根県立産業高度化支援センター条例（平成13年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の(1)の表創業準備室の項及び創業支援室の項中「1,020円」を「1,030円」に改め、同表研究開発室の項中「2,050円」を「2,080円」に、「2,570円」を「2,610円」に改め、同表プロジェクト研究員室の項及び指定駐車場の項中「1,020円」を「1,030円」に改め、別表の 1 の(2)の表デジタルハイビジョン映像編集室の項中「1,450円」を「1,470円」に改め、同表デジタル音声編集室の項中「1,210円」を「1,230円」に改め、同表編集・制作室（貸切りの場合）の

項中「800円」を「810円」に改め、同表ハイビジョン静止画制作室の項中「700円」を「710円」に改め、別表の 1 の(3)の表大会議室の項中「2,070円」を「2,100円」に改め、同表中会議室の項中「1,200円」を「1,220円」に改め、同表小会議室の項中「760円」を「770円」に改め、同表特別会議室の項中「1,000円」を「1,010円」に改め、別表の 2 の表映像音響編集用機器の項中「8,980円」を「9,400円」に改める。

(島根県立男女共同参画センター条例の一部改正)

第26条 島根県立男女共同参画センター条例（平成11年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中

10,220円	13,630円	12,780円	22,150円	25,750円	31,460円
130円	170円	160円	280円	320円	400円
170円	230円	220円	380円	450円	550円
1,750円	2,330円	2,180円	3,790円	4,410円	5,390円
2,050円	2,730円	2,560円	4,450円	5,170円	6,320円
1,300円	1,730円	1,620円	2,820円	3,280円	4,010円
1,340円	1,780円	1,670円	2,900円	3,380円	4,130円
1,450円	1,930円	1,810円	3,140円	3,650円	4,470円
2,920円	3,900円	3,660円	6,340円	7,370円	9,010円
2,700円	3,600円	3,370円	5,850円	6,800円	8,310円
720円	960円	900円	1,560円	1,810円	2,220円
570円	770円	720円	1,250円	1,450円	1,780円

を

10,430円	13,910円	13,040円	22,610円	26,280円	32,110円
130円	170円	160円	280円	330円	410円
180円	240円	220円	390円	450円	560円
1,780円	2,370円	2,230円	3,860円	4,490円	5,490円
2,080円	2,780円	2,610円	4,520円	5,260円	6,430円
1,320円	1,760円	1,650円	2,870円	3,330円	4,080円
1,360円	1,810円	1,700円	2,950円	3,430円	4,200円
1,470円	1,970円	1,840円	3,200円	3,720円	4,550円
2,980円	3,970円	3,720円	6,450円	7,500円	9,170円
2,740円	3,660円	3,430円	5,950円	6,910円	8,450円
730円	970円	910円	1,590円	1,840円	2,260円
580円	780円	730円	1,270円	1,480円	1,810円

に改め

る。

(島根県立美術館条例の一部改正)

第27条 島根県立美術館条例（平成16年島根県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表中	37,230円	4,620円
	55,850円	6,990円
	11,210円	1,440円
	16,860円	2,160円
	7,610円	920円

を

11,410円	1,440円
7,610円	920円
11,410円	1,440円

37,910円	4,700円
56,880円	7,110円
11,410円	1,460円
17,170円	2,200円
7,750円	930円
11,620円	1,460円
7,750円	930円
11,620円	1,460円

に改め、別表第 1 の 2 の表中

4,320円	10,690円	8,020円	12,850円	15,220円	18,100円
8,530円	21,390円	16,040円	25,710円	30,440円	36,300円

を

4,400円	10,880円	8,160円	13,080円	15,500円	18,430円
8,680円	21,780円	16,330円	26,180円	31,000円	36,970円

に改め

る。

(島根県芸術文化センター条例の一部改正)

第28条 島根県芸術文化センター条例（平成16年島根県条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の(1)の表中

円	円	円	円	円	円
31,510	42,020	52,520	63,040	84,050	105,060
37,810	50,430	63,030	75,640	100,860	126,080
21,010	28,010	35,020	42,020	56,030	70,040
25,210	33,610	42,020	50,430	67,230	84,050
8,400	11,200	14,000	16,800	22,410	28,010
10,080	13,430	16,800	20,160	26,880	33,610
4,750	6,330	7,920	9,500	12,670	15,850
970	1,300	1,630	1,950	2,610	3,270
2,120	2,830	3,550	4,260	5,680	7,110
2,120	2,830	3,550	4,260	5,680	7,110
850	1,140	1,420	1,700	2,280	2,850
850	1,140	1,420	1,700	2,280	2,850
850	1,140	1,420	1,700	2,280	2,850
850	1,140	1,420	1,700	2,280	2,850
590	800	990	1,200	1,600	2,000
590	800	990	1,200	1,600	2,000
780	1,030	1,300	1,560	2,080	2,610
780	1,030	1,300	1,560	2,080	2,610
590	800	990	1,200	1,600	2,000
590	800	990	1,200	1,600	2,000

を

3,930	5,250	6,570	7,880	10,510	13,140
-------	-------	-------	-------	--------	--------

円	円	円	円	円	円
32,090	42,790	53,490	64,200	85,600	107,000
38,510	51,360	64,190	77,040	102,720	128,410
21,390	28,520	35,660	42,790	57,060	71,330
25,670	34,230	42,790	51,360	68,470	85,600
8,550	11,400	14,250	17,110	22,820	28,520
10,260	13,670	17,110	20,530	27,370	34,230
4,830	6,440	8,060	9,670	12,900	16,140
980	1,320	1,660	1,980	2,650	3,330
2,150	2,880	3,610	4,330	5,780	7,240
2,150	2,880	3,610	4,330	5,780	7,240
860	1,160	1,440	1,730	2,320	2,900
860	1,160	1,440	1,730	2,320	2,900
860	1,160	1,440	1,730	2,320	2,900
860	1,160	1,440	1,730	2,320	2,900
600	810	1,000	1,220	1,620	2,030
600	810	1,000	1,220	1,620	2,030
790	1,040	1,320	1,580	2,110	2,650
790	1,040	1,320	1,580	2,110	2,650

に改め

600	810	1,000	1,220	1,620	2,030
600	810	1,000	1,220	1,620	2,030
4,000	5,340	6,690	8,020	10,700	13,380

る。

(島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第29条 島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例(平成16年島根県条例第52号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「2,450円」を「2,490円」に、「4,900円」を「4,980円」に、「1,270円」を「1,290円」に改める。

別表第2中

1,020円	810円
610円	480円

を

1,030円	820円
620円	490円

に、

1,170円	930円
760円	600円

を

1,180円	940円
770円	610円

に改める。

別表第3中「1,430円」を「1,440円」に改める。

(温泉法施行条例の一部改正)

第30条 温泉法施行条例(平成12年島根県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第13号中「50,400円」を「50,600円」に改める。

(島根県道路占用料徴収条例の一部改正)

第31条 島根県道路占用料徴収条例(昭和28年島根県条例第18号)の一部を次のように改正する。

680円40 銭	572円40 銭	693円	583円
1,047円 60銭	885円60 銭	1,067円	902円
1,404円	1,188円	1,430円	1,210円
604円80銭	518円40銭	616円	528円
972円	820円80銭	990円	836円
1,296円	1,080円	1,320円	1,100円
60円48銭	51円84銭	61円60銭	52円80銭
6円48銭	5円40銭	6円60銭	5円50銭
3円24銭	3円24銭	3円30銭	3円30銭
594円	507円60 銭	605円	517円
367円20 銭	313円20 銭	374円	319円
1,188円	1,026円	1,210円	1,045円

507円60 銭	432円	517円	440円
2,160円	691円20 銭	2,200円	704円
1,080円	1,026円	1,100円	1,045円
25円92銭	21円60銭	26円40銭	22円
36円72銭	31円32銭	37円40銭	31円90銭
55円 8 銭	46円44銭	56円10銭	47円30銭
72円36銭	61円56銭	73円70銭	62円70銭

108円	92円88銭	110円	94円60銭
140円40 銭	118円80 銭	143円	121円
259円20 銭	216円	264円	220円
367円20 銭	313円20 銭	374円	319円
723円60 銭	615円60 銭	737円	627円
1,080円	1,026円	1,100円	1,045円
Aに0.00432を乗じて 得た額		Aに0.0044を乗じて 得た額	

別表中	Aに0.00648を乗じて 得た額		を	Aに0.0066を乗じて 得た額		に改める。
	Aに0.00864を乗じて 得た額			Aに0.0088を乗じて 得た額		
	1,080円	464円40 銭		1,100円	473円	
	648円	226円80 銭		660円	231円	
	1,080円	1,026円		1,100円	1,045円	
	21円60銭	6円48銭		22円	6円60銭	
	216円	69円12銭		220円	70円40銭	
	216円	69円12銭		220円	70円40銭	

2,160円	691円20 銭	2,200円	704円
907円20 銭	820円80 銭	924円	836円
21円60銭	6 円48銭	22円	6 円60銭
216円	69円12銭	220円	70円40銭
21円60銭	6 円48銭	22円	6 円60銭
216円	69円12銭	220円	70円40銭

2,160円	691円20 銭
1,058円 40銭	345円60 銭
1,080円	1,026円
Aに0.027を乗じて得た額	
216円	69円12銭
108円	102円60 銭
A に 0.01512を 乗じて得 た額	A に 0.01944を 乗じて得 た額
Aに0.027を乗じて得た額	
A に 0.01512を	A に 0.01944を

2,200円	704円
1,078円	352円
1,100円	1,045円
Aに0.0275を乗じて得た額	
220円	70円40銭
110円	104円50 銭
A に 0.0154を 乗じて得 た額	A に 0.0198を 乗じて得 た額
Aに0.0275を乗じて得た額	
A に 0.0154を	A に 0.0198を

乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額
A に 0.0108 を乗じて得た額	A に 0.01404 を乗じて得た額	A に 0.011 を乗じて得た額	A に 0.0143 を乗じて得た額
A に 0.027 を乗じて得た額		A に 0.0275 を乗じて得た額	

(島根県海岸占用料等徴収条例の一部改正)

第32条 島根県海岸占用料等徴収条例（平成12年島根県条例第27号）の一部を次のように改正する。

205円20銭	209円
205円20銭	209円
205円20銭	209円
691円20銭	704円
280円80銭	286円
356円40銭	363円
518円40銭	528円
108円	110円
118円80銭	121円
280円80銭	286円

別表第 1 中

を

に改める。

540円	550円
550円80銭	561円
32円40銭	33円
4 円32銭	4 円40銭
7 円56銭	7 円70銭
108円	110円
205円20銭	209円

別表第 2 中「129円60銭」を「132円」に、「151円20銭」を「154円」に、「172円80銭」を「176円」に、「64円80銭」を「66円」に、「86円40銭」を「88円」に、「21円60銭」を「22円」に改める。

(島根県流水占用料等徴収条例の一部改正)

第33条 島根県流水占用料等徴収条例（平成12年島根県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「に1.08を乗じて得た額」を削り、同項ただし書を削る。

別表第 1 中 「 $1,976円 \times 常時理論水力 + 436円 \times (最大理論水力 - 常時理論水力)$ 」 を

「 $\{1,976円 \times 常時理論水力 + 436円 \times (最大理論水力 - 常$ に、

{ 時理論水力) } × 1.10

1,976円 × 常時理論水力 + 988円 × (最大理論水力 - 常時理論水力)

を

{ 1,976円 × 常時理論水力 + 988円 × (最大理論水力 - 常時理論水力) } × 1.10

に、

{ 1,976円 × 常時理論水力 + 436円 × (最大理論水力 - 常時理論水力) } × 補正係数 a

を

{ 1,976円 × 常時理論水力 + 436円 × (最大理論水力 - 常時理論水力) } × 補正係数 a × 1.10

に、

{ 1,976円 × 常時理論水力 + 436円 × (最大理論水力 - 常時理論水力) } × 補正係数 b

{ 1,976円 × 常時理論水力 + 988円 × (最大理論水力 - 常時理論水力) } × 補正係数 b

を

毎秒 1 リットルにつき

6,372円

{ 1,976円 × 常時理論水力 + 436円 × (最大理論水力 - 常時理論水力) } × 補正係数 b × 1.10

$\{1,976\text{円} \times \text{常時理論水力} + 988\text{円} \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})\} \times \text{補正係数 } b \times 1.10$		に改める。
毎秒 1 リットルにつき	6,490円	

別表第 2 中	194円40 銭	129円60 銭	を	198円	132円	に改める。
	194円40 銭	129円60 銭		198円	132円	
	194円40 銭	129円60 銭		198円	132円	
	194円40 銭	129円60 銭		198円	132円	
	118円80 銭	86円40 銭		121円	88円	
	237円60 銭	151円20 銭		242円	154円	
	64円80 銭	54円		66円	55円	
	162円	108円		165円	110円	
	205円20 銭	140円40 銭		209円	143円	
	604円80	442円80		616円	451円	

銭	銭		
280円80	183円60	286円	187円
銭	銭		
9円72	7円56	9円90	7円70
銭	銭	銭	銭
4円32	3円24	4円40	3円30
銭	銭	銭	銭
32円40	21円60	33円	22円
銭	銭		
17円28	17円28	17円60	17円60
銭	銭	銭	銭

別表第 3 中「129円60銭」を「132円」に、「151円20銭」を「154円」に、「172円80銭」を「176円」に、「64円80銭」を「66円」に、「86円40銭」を「88円」に、「21円60銭」を「22円」に改める。

(島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例の一部改正)

第34条 島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例（平成23年島根県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の表中

640円
640円
1,290円

を

660円
660円
1,320円

に、「300円」を「310

円」に、

110円
110円
110円

を

120円
120円
120円

に、「870円」を「880円」に改め、

別表第 2 の 2 の表中「600円」を「610円」に、

490円	500円
5,960円	6,070円
580円	590円
7,090円	7,220円
790円	810円
9,650円	9,830円
660円	680円
8,040円	8,190円
1,080円	1,100円
12,960円	13,200円

を

に、

午前 9 時から午後 5 時まで	300円
------------------	------

を

午前 9 時から午後 5 時まで	310円
------------------	------

に、

340円
750円
900円
1,080円

を

350円
770円

に改める。

920円
1,100円

(島根県港湾施設条例の一部改正)

第35条 島根県港湾施設条例（昭和39年島根県条例第24号）の一部を次のように改正する。

3 円24銭	3 円30銭
5 円 2 銭	5 円11銭
6 円69銭	6 円81銭
6 円69銭に24時間を超える12時間までごとに 3 円34銭を加算した額	6 円81銭に24時間を超える12時間までごとに 3 円40銭を加算した額
50,810円	51,750円
特等 23円76銭	特等 24円20銭
2 等 5 円40銭	2 等 5 円50銭
特等	特等

23円76銭 2 等 5 円40銭	24円20銭 2 等 5 円50銭
特等 47円52銭 2 等 10円80銭	特等 48円40銭 2 等 11円
特等 23円76銭 2 等 5 円40銭	特等 24円20銭 2 等 5 円50銭
特等 47円52銭 2 等 10円80銭	特等 48円40銭 2 等 11円
特等 71円28銭 2 等 16円20銭	特等 72円60銭 2 等 16円50銭
特等 17,139円60銭 2 等 2,721円60銭	特等 17,457円 2 等 2,772円
特等 27円 1 等	特等 27円50銭 1 等

21円60銭 2 等 10円80銭	22円 2 等 11円
特等 27円 1 等 21円60銭 2 等 10円80銭	特等 27円50銭 1 等 22円 2 等 11円
特等 32円40銭 1 等 32円40銭 2 等 16円20銭	特等 33円 1 等 33円 2 等 16円50銭
特等 27円 1 等 21円60銭 2 等 10円80銭	特等 27円50銭 1 等 22円 2 等 11円
特等 32円40銭 1 等 32円40銭 2 等 16円20銭	特等 33円 1 等 33円 2 等 16円50銭

特等 54円	特等 55円
1 等 43円20銭	1 等 44円
2 等 21円60銭	2 等 22円
特等 9,936円	特等 10,120円
1 等 8,856円	1 等 9,020円
2 等 4,860円	2 等 4,950円
19円44銭	19円80銭
583円20銭	594円
1,468円80銭	1,496円
16,200円	16,500円
14円 4 銭	14円30銭
21円60銭	22円

別表第 2 中

14円 4 銭	14円30銭
21円60銭	22円
28円 8 銭	28円60銭
甲港湾 33円48銭 乙港湾 21円60銭	甲港湾 34円10銭 乙港湾 22円
甲港湾 33円48銭 乙港湾 21円60銭	甲港湾 34円10銭 乙港湾 22円

を

に改める。

甲港湾 38円88銭 乙港湾 27円	甲港湾 39円60銭 乙港湾 27円50銭
甲港湾 21円60銭 乙港湾 10円80銭	甲港湾 22円 乙港湾 11円
甲港湾 21円60銭 乙港湾 10円80銭	甲港湾 22円 乙港湾 11円
甲港湾 27円 乙港湾 16円20銭 18円36銭	甲港湾 27円50銭 乙港湾 16円50銭 18円70銭
183円60銭	187円
甲港湾 66円96銭 乙港湾 42円12銭 12,582円	甲港湾 68円20銭 乙港湾 42円90銭 12,815円

5,400円	5,500円
347円	353円
甲港湾 66円96銭 乙港湾 42円12銭	甲港湾 68円20銭 乙港湾 42円90銭
甲港湾 680円40銭 乙港湾 572円40銭	甲港湾 693円 乙港湾 583円
甲港湾 1,047円60銭 乙港湾 885円60銭	甲港湾 1,067円 乙港湾 902円
甲港湾 1,404円 乙港湾 1,188円	甲港湾 1,430円 乙港湾 1,210円
甲港湾 604円80銭 乙港湾 518円40銭	甲港湾 616円 乙港湾 528円

甲港湾 972円 乙港湾 820円80銭	甲港湾 990円 乙港湾 836円
甲港湾 1,296円 乙港湾 1,080円	甲港湾 1,320円 乙港湾 1,100円
甲港湾 60円48銭 乙港湾 51円84銭	甲港湾 61円60銭 乙港湾 52円80銭
甲港湾 25円92銭 乙港湾 21円60銭	甲港湾 26円40銭 乙港湾 22円
甲港湾 36円72銭 乙港湾 31円32銭	甲港湾 37円40銭 乙港湾 31円90銭
甲港湾 55円 8 銭 乙港湾 46円44銭	甲港湾 56円10銭 乙港湾 47円30銭
甲港湾 72円36銭 乙港湾	甲港湾 73円70銭 乙港湾

61円56銭	62円70銭
甲港湾 108円	甲港湾 110円
乙港湾 92円88銭	乙港湾 94円60銭
甲港湾 140円40銭	甲港湾 143円
乙港湾 118円80銭	乙港湾 121円
甲港湾 259円20銭	甲港湾 264円
乙港湾 216円	乙港湾 220円
甲港湾 367円20銭	甲港湾 374円
乙港湾 313円20銭	乙港湾 319円
甲港湾 723円60銭	甲港湾 737円
乙港湾 615円60銭	乙港湾 627円
2,160円	2,200円

(港湾区域及び港湾隣接地域に係る占用料等に関する条例の一部改正)

第36条 港湾区域及び港湾隣接地域に係る占用料等に関する条例（平成12年島根

県条例第29号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中	205円20銭	を	209円	に改める。
	205円20銭		209円	
	64円80銭		66円	
	691円20銭		704円	
	280円80銭		286円	
	356円40銭		363円	
	518円40銭		528円	
	118円80銭		121円	
	280円80銭		286円	
	540円		550円	
	205円20銭		209円	
	7円56銭		7円70銭	

56円16銭

57円20銭

別表第 2 中「129円60銭」を「132円」に、「151円20銭」を「154円」に、「172円80銭」を「176円」に、「64円80銭」を「66円」に、「86円40銭」を「88円」に、「21円60銭」を「22円」に改める。

(島根県浜田ポートセンター条例の一部改正)

第37条 島根県浜田ポートセンター条例（平成15年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1,500円」を「1,520円」に改める。

(島根県空港条例の一部改正)

第38条 島根県空港条例（昭和40年島根県条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「1,188円」を「1,210円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「1,836円」を「1,870円」に、「1,944円」を「1,980円」に、「3,672円」を「3,740円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「756円」を「770円」に、「637円20銭」を「649円」に、「874円80銭」を「891円」に、「32円40銭」を「33円」に、「97円20銭」を「99円」に、「86円40銭」を「88円」に、「75円60銭」を「77円」に改める。

別表第 3 第 1 号中「46円44銭」を「47円30銭」に改め、同表第 2 号中「1,620円」を「1,650円」に改め、同表第 3 号及び第 4 号中「0.0324」を「0.033」に改め、同表第 5 号中「0.0648」を「0.066」に、「0.0324」を「0.033」に改める。

(島根県立都市公園条例の一部改正)

第39条 島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「34円56銭」を「35円20銭」に改める。

3,240円	3,240円
1,620円	1,620円
950円	950円
3,240円	3,240円
25円92銭	21円60銭
36円72銭	31円32銭
55円 8 銭	46円44銭
72円36銭	61円56銭

3,300円	3,300円
1,650円	1,650円
968円	968円
3,300円	3,300円
26円40銭	22円
37円40銭	31円90銭
56円10銭	47円30銭
73円70銭	62円70銭

別表第 2 中			を		
	108円	92円88銭		110円	94円60銭
	140円40銭	118円80銭		143円	121円
	259円20銭	216円		264円	220円
	367円20銭	313円20銭		374円	319円
	723円60銭	615円60銭		737円	627円
	507円60銭	432円		517円	440円

1,188円	1,026円	1,210円	1,045円
34円56銭	34円56銭	35円20銭	35円20銭

に改める。

別表第 5 の 1 の(1)の表中

30,970円	44,650円	77,060円	11,790円
2,450円	3,550円	6,150円	920円
6,180円	8,910円	15,390円	2,340円
61,940円	89,300円	154,130円	23,600円
4,920円	7,120円	12,310円	1,860円
12,370円	17,840円	30,800円	4,700円
310円	470円	800円	120円
1,620円	2,420円	4,050円	640円
1,210円	1,820円	3,040円	480円
3,040円	4,560円	7,610円	1,210円
3,040円	4,560円	7,610円	1,210円
7,610円	11,410円	19,020円	3,040円
6,080円	9,130円	15,220円	2,420円
15,220円	22,830円	38,050円	6,080円
30円	40円	70円	10円
50円	80円	130円	20円
1,180円	1,760円	2,960円	470円
2,960円	4,440円	7,400円	1,180円
2,360円	3,540円	5,920円	940円

5,920円	8,880円	14,810円	2,360円
30円	40円	70円	10円
50円	80円	130円	20円
1,690円	2,530円	4,230円	660円
3,390円	5,090円	8,490円	1,340円
3,390円	5,090円	8,490円	1,340円
6,780円	10,190円	16,990円	2,700円

31,540円	45,470円	78,480円	12,000円
2,490円	3,610円	6,260円	930円
6,290円	9,070円	15,670円	2,380円
63,080円	90,950円	156,980円	24,030円
5,010円	7,250円	12,530円	1,890円
12,590円	18,170円	31,370円	4,780円
310円	470円	810円	120円
1,650円	2,460円	4,120円	650円
1,230円	1,850円	3,090円	480円
3,090円	4,640円	7,750円	1,230円
3,090円	4,640円	7,750円	1,230円
7,750円	11,620円	19,370円	3,090円
6,190円	9,290円	15,500円	2,460円
15,500円	23,250円	38,750円	6,190円
30円	40円	70円	10円
50円	80円	130円	20円
1,200円	1,790円	3,010円	470円
3,010円	4,520円	7,530円	1,200円
2,400円	3,600円	6,020円	950円

を

に改め、別表第 5 の 1 の

6,020円	9,040円	15,080円	2,400円
30円	40円	70円	10円
50円	80円	130円	20円
1,720円	2,570円	4,300円	670円
3,450円	5,180円	8,640円	1,360円
3,450円	5,180円	8,640円	1,360円
6,900円	10,370円	17,300円	2,750円

(2)の表中「580円」を「590円」に、「690円」を「700円」に、「600円」を「610円」に改め、別表第 5 の 1 の(3)の表中「5,920円」を「6,020円」に、「3,860円」を「3,930円」に、「3,280円」を「3,340円」に、「3,830円」を「3,900円」に、「1,910円」を「1,940円」に改め、別表第 5 の 1 の(4)の表

10,940円	16,410円	27,360円	4,370円
82,080円	123,120円	205,200円	32,830円
54,720円	82,080円	136,800円	21,880円
164,160円	246,240円	410,400円	65,660円
3,430円	5,150円	8,590円	1,360円

中

を

25,790円	38,690円	64,490円	10,310円
17,190円	25,790円	42,990円	6,870円
51,590円	77,380円	128,980円	20,630円
440円	660円	1,120円	170円

11,140円	16,710円	27,860円	4,450円
83,600円	125,400円	209,000円	33,430円
55,730円	83,600円	139,330円	22,280円
167,200円	250,800円	418,000円	66,870円
3,490円	5,240円	8,740円	1,380円
26,260円	39,400円	65,680円	10,500円

に改め、別表第 5 の 1 の(4)

17,500円	26,260円	43,780円	6,990円
52,540円	78,810円	131,360円	21,010円
440円	670円	1,140円	170円

のイの表中「970円」を「980円」に、「1,170円」を「1,190円」に改め、別表第 5 の 2 の表中「2,540円」を「2,580円」に、「1,130円」を「1,150円」に、

7,330円
3,920円
1,900円
910円
600円

を

7,460円
3,990円
1,930円
920円
610円

に、「1,750円」を「1,780円」

に、

6,800円
4,580円
1,080円
5,700円以内で 知事が定める額
2,020円
1,530円

を

6,920円
4,660円
1,100円
5,800円以内で 知事が定める額
2,050円
1,550円

に、「13,690円」を「13,940

円」に、「1,510円」を「1,530円」に改める。

(都市計画法施行条例の一部改正)

第40条 都市計画法施行条例（平成12年島根県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 1 号ア(ウ)中「9,030円」を「9,080円」に改め、同号ア(ウ)中「45,500円」を「45,600円」に改め、同号ア(エ)中「91,600円」を「91,700円」に改め、同号イ(イ)中「31,900円」を「32,000円」に改め、同号ウ(ウ)中「91,600円」を「91,700円」に改め、同項第 2 号ウ中「10,600円」を「10,700円」に改め、同項第 3 号中「49,000円」を「49,100円」に改め、同項第 5 号ア中「7,220円」を「7,270円」に改め、同号ウ中「41,300円」を「41,400円」に改め、同項第 6 号イ(イ)中「2,700円」を「2,710円」に改め、同項第 7 号中「490円」を「500円」に改める。

（島根県屋外広告物条例の一部改正）

第41条 島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第22条第 1 項第 3 号中「3,970円」を「4,010円」に改める。

（島根県工業用水道料金徴収条例の一部改正）

第42条 島根県工業用水道料金徴収条例（昭和43年島根県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第42条の規定による改正後の島根県工業用水道料金徴収条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している工業用水道の使用で施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

島根県情報公開条例及び島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 2 号

島根県情報公開条例及び島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(島根県情報公開条例の一部改正)

第 1 条 島根県情報公開条例(平成12年島根県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第22条第 2 項中「5 人」を「10人」に改める。

第23条の次に次の 1 条を加える。

(部会)

第23条の 2 審査会は、第22条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる事務を行うため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、3 人以上とし、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。

第24条第 1 項中「審査会は」を「審査会(前条第 1 項の規定により部会を置く場合にあつては、部会を含む。以下同じ。)は」に改める。

第28条第 1 項中「第24条第 4 項」を「第24条第 3 項若しくは第 4 項」に改める。

(島根県個人情報保護条例の一部改正)

第 2 条 島根県個人情報保護条例(平成14年島根県条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第36条第 2 項中「5 人」を「10人」に改める。

第37条の次に次の 1 条を加える。

(部会)

第37条の2 審査会は、第36条第1項第2号に掲げる事務を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、3人以上とし、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。

第38条第1項中「審査会は」を「審査会（前条第1項の規定により部会を置く場合にあっては、部会を含む。以下同じ。）は」に改める。

第42条第1項中「第38条第4項」を「第38条第3項若しくは第4項」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 3 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号から第31号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第16条第 2 項中「及び第 2 号」を削り、同項ただし書中「同項第 1 号の場合において」を削り、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項第 2 号の手当の額は、1 日につき740円とする。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第39条第 2 項中「家畜飼育作業等従事手当」の次に「、狂犬病予防作業等従事手当（人事委員会規則で定める作業に従事した場合に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 4 号

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の退職手当に関する条例（平成元年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項を次のように改める。

（退職手当の額の特例）

- 3 特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成31年島根県条例第 4 号）の施行の日の前日（以下「基準日」という。）に現に在職する副知事の退職手当の額は、第 3 条の規定にかかわらず、同条の規定による退職手当の額から、退職の日におけるその者の給料月額に、副知事となった日から基準日までの月数（1 月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た額に、同条第 2 号に定める割合を乗じて得た額に、100分の 5 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成31年 4 月30日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 5 号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成29年島根県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び附則第 2 項中「平成31年 3 月31日」を「平成31年 4 月29日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 6 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第31号を第32号とし、第14号から第30号までを 1 号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の 1 号を加える。

(14) 一般社団法人島根県森林協会

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 7 号

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年島根県条例第76号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「第104条第 4 項第 2 号」を「第104条第 7 項第 2 号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の職員の自己啓発等休業に関する条例第 4 条第 2 号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（以下「旧学校教育法」という。）第104条第 4 項第 2 号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 8 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 26 年島根県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「教育職員」の次に「及び法第 22 条の 2 第 1 項の規定により採用された職員」を加える。

第 4 条第 1 項中「第 3 条第 4 項」を「前条第 4 項」に改める。

第 15 条の 11 に次の 1 項を加える。

3 第 4 条第 5 項から第 10 項までの規定は、臨時的に任用された職員には適用しない。

第 17 条を削り、第 18 条を第 17 条とする。

附則第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 及び 3 削除

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の退職手当に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

(2) 及び (3) 削除

第 1 条の 2 第 1 項第 4 号中「及び日日雇い入れられる職員」を「（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 3 第 1 項の規定により臨時的に任用された職員を除く。）」に改め、同項第 7 号中「（昭和 25 年法律第 261 号）」を削り、同条第 2 項中「前項各号」を「同項各号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、

この限りでない。

第 6 条第 1 項中「第 8 条第 3 項」を「第 8 条第 1 項第 5 号」に改める。

第 11 条第 3 項中「、単純労務者」を削る。

附則第 18 項を削り、附則第 19 項を附則第 18 項とし、附則第 20 項から第 24 項までを 1 項ずつ繰り上げ、附則に次の 3 項を加える。

24 第 1 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる者で同条第 2 項に規定する者以外のものの同項に規定する勤務した月が引き続いて 6 月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第 3 条から第 4 条の 2 までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の 100 分の 50 に相当する金額とする。

25 前項の規定の適用を受ける者に対する第 5 条の 2 の規定の適用については、同条中「12 月」とあるのは「6 月」とする。

26 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、前 2 項の規定は適用しない。

(島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 3 条 島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 16 年島根県条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「地方公務員法」の次に「第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員及び同法」を加える。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第 4 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和 63 年島根県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「第 22 条第 1 項の規定による」を「第 22 条に規定する」に改める。

第 4 条第 1 項中「及び単純労務職員（地方公務員法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）で

ある派遣職員」を削る。

第 9 条の見出し中「派遣職員等」を「派遣職員」に改め、同条中「又は単純労務職員である派遣職員」を削る。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 5 条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「第22条第 1 項」を「第22条」に改める。

第 4 条中「及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員」を削る。

第 5 条中「及び単純労務職員である職員」を削る。

第 9 条（見出しを含む。）中「又は単純労務職員」を削る。

(職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第 6 条 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和27年島根県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項及び第 2 項中「こえない」を「超えない」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 法第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、第 1 項中「3 年を超えない」とあるのは「法第 22 条の 2 第 2 項の規定により任命権者が定める任期（以下「任命権者が定める任期」という。）の」と、第 2 項中「が 3 年に満たない」とあるのは「の末日が任命権者が定める任期の末日より前の日である」と、「3 年を超えない」とあるのは「任命権者が定める任期の」とする。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 7 条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和27年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

2 法第22条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員に対する前項の規定の適用につい

ては、同項中「期間、給料の月額」とあるのは、「期間、報酬（会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成31年島根県条例第9号）第2条第4項に規定する報酬を除く。）の月額（報酬を日額又は時間額で定める職員にあっては、月額に相当する額）」とする。

（職員の勤務時間に関する条例の一部改正）

第8条 職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該勤務について、労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第3号の規定により監視又は断続的労働に係る許可を受けた場合は、この限りでない。

第6条第2項中「（昭和22年法律第49号）」を削る。

第10条を次のように改める。

（特例）

第10条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間については、第2条から第5条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が定めるものとする。

（職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第9条 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第5条」を「次条」に改める。

第5条第1項中「もの」の次に「（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を加え、「以下「育児短時間勤務職員等」という。」を削る。

第13条を次のように改める。

（特例）

第13条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の休日及び休暇については、第

2 条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が定めるものとする。

附則第 4 項を削る。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第10条 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第 8 号）第 4 条第 3 項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

(5) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）（第 2 条の 2 の 3 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

イ 第 2 条の 2 の 2 第 3 号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が 1 歳に達する日（以下この号及び同条において「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日と

する育児休業をしようとするもの

第 2 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日)

第 2 条の 2 の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第 3 号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の 1 歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が 1 歳 2 か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の 1 歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第 1 項及び第 2 項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1 歳から 1 歳 6 か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の 1 歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の

1 歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の 1 歳 6 か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の 1 歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の 1 歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合)

第 2 条の 2 の 3 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合は、1 歳 6 か月から 2 歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の 1 歳 6 か月到達日の翌日（当該子の 1 歳 6 か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳 6 か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の 1 歳 6 か月到達日において地方等育児休業をしている場合

- (2) 当該子の 1 歳 6 か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第 3 条に次の 2 号を加える。

- (7) 第 2 条の 2 の 2 第 3 号に掲げる場合に該当すること又は第 2 条の 2 の 3 の規定に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第 5 条の 2 第 1 項中「次に掲げる」を「職員の退職手当に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 8 号）第 1 条の 2 第 1 項第 4 号の」に改め、同項各号を削る。

第 5 条の 3 第 1 項中「職員の給与条例」を「職員の給与に関する条例（昭和 26 年島根県条例第 1 号。以下「職員の給与条例」という。）」に改め、同条第 2 項中「している職員」の次に「（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第 6 条第 1 項中「職員が職務」を「職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務」に改める。

第 23 条の表中第 17 条の項を削る。

第 28 条中「育児短時間勤務又は育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の 2 号を加える。

- (1) 育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

第29条第2項中「(昭和22年法律第49号)」を削り、「されている職員」の次に「(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。次項において同じ。))を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

附則第3項を削る。

(島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第11条 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年島根県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第29条を削る。

第30条中「について」を「の給与は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める給与とし、給与の額及びその支給に関し必要な事項」に、「し、予算の範囲内で給与を支給する」を「して管理者が定めるものとする」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者 報酬及び期末手当
- (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特勤手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当

第30条を第29条とする。

(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第12条 県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年島根県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(常時勤務の者及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下同じ。)」を削る。

第26条の2に次の1項を加える。

2 第11条の規定は、臨時的に任用された教育職員には適用しない。

第30条を第31条とし、第29条の次に次の1条を加える。

(特例)

第30条 第3条から前条まで(第26条を除く。)の規定にかかわらず、法第22条の2第1項の規定により採用された教育職員の給与については、別に条例で定める。

(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第13条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(昭和29年島根県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)」を削る。

第12条の2第1項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第20条の3の見出し中「再任用教職員」を「特定の教職員」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第12条の規定は、臨時的に任用された教職員には適用しない。

第21条の3の次に次の1条を加える。

(給与の特例)

第21条の4 第4条から前条まで(第20条第1項を除く。)の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された教職員の給与については、別に条例で定める。

第22条の9の次に次の1条を加える。

(勤務時間の特例)

第22条の9の2 非常勤の教職員（再任用短時間勤務教職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員を除く。）の勤務時間については、第22条から第22条の4までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、教育委員会が定めるものとする。

(県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第14条 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（常時勤務の者及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）」を削る。

第5条第1項中「第6条」を「次条」に改める。

第6条第1項中「もの」の次に「（以下「再任用短時間勤務教育職員」という。）」を加える。

第13条を第14条とし、第12条の2の次に次の1条を加える。

(特例)

第13条 非常勤の教育職員（再任用短時間勤務教育職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員を除く。）の休日及び休暇については、第3条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が定めるものとする。

(市町村立学校の教職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第15条 市町村立学校の教職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和31年島根県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（常時勤務の者及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）」を削る。

第4条第1項及び第2項中「こえない」を「超えない」に改め、同条に次の

1 項を加える。

6 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び第2項の規定の適用については、第1項中「3年を超えない」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により県教育委員会が定める任期（以下「県教育委員会が定める任期」という。）の」と、第2項中「が3年に満たない」とあるのは「の末日が県教育委員会が定める任期の末日より前の日である」と、「3年を超えない」とあるのは「県教育委員会が定める任期の」とする。

（市町村立学校の教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第16条 市町村立学校の教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和31年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに効果」を「及び効果」に改める。

第2条中「（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）」を削る。

第5条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「期間、給料の月額」とあるのは、「期間、報酬（会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成31年島根県条例第9号）第2条第4項に規定する報酬を除く。）の月額（報酬を日額又は時間額で定める職員にあっては、月額に相当する額）」とする。

（市町村立学校の教職員の休職の事由を定める条例の一部改正）

第17条 市町村立学校の教職員の休職の事由を定める条例（昭和47年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）」を削る。

（島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第18条 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年島根県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第23条を削る。

第24条中「職員以外のものについて」を「地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げるものの給与は、報酬及び期末手当とし、給与の額及びその支給に関し必要な事項」に、「し、予算の範囲内で給与を支給する」を「して管理者が定めるものとする」に改め、同条を第23条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。ただし、第1条中第4条第1項並びに附則第2項及び第3項の改正規定、第2条中第1条の2第2項本文、第6条第1項及び第11条第3項の改正規定並びに附則第18項を削り、附則第19項を附則第18項とし、附則第20項から第24項までを1項ずつ繰り上げる改正規定、第4条中第4条第1項及び第9条の改正規定、第5条中第4条、第5条及び第9条の改正規定、第6条中第3条第1項及び第2項の改正規定、第9条中第4条第1項の改正規定及び附則第4項を削る改正規定、第10条中第2条に2号を加える改正規定（第4号に係る部分に限る。）及び附則第3項を削る改正規定、第14条中第5条第1項の改正規定、第15条中第4条第1項及び第2項の改正規定、第16条中第1条の改正規定並びに附則第4項中第7条第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

- 2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、第15条の8及び第17条」を「及び第15条の8」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第9条第3項中「職員休日休暇条例」を「職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）の

一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項第 2 号中「。以下「職員休日休暇条例」という。」を削る。

第 8 条第 1 項中「、第 15 条の 8 及び第 17 条」を「及び第 15 条の 8」に改める。

第 9 条を次のように改める。

第 9 条 削除

第 11 条を次のように改める。

第 11 条 削除

(職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

4 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 26 年島根県条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 号中「110 号」を「第 110 号」に改める。

第 9 条第 4 項中「次に掲げる」を「職員の退職手当に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 8 号）第 1 条の 2 第 1 項第 4 号の」に改め、同項各号を削る。

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 9 号

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 13 条第 1 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 42 条の規定に基づき、法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる者（以下「職員」という。）に対し支給する報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第 2 条 職員に対する報酬の額は、日額、月額又は時間額で定めるものとし、別表第 1 に定める職員の種別に対応する額を超えない範囲内において、別表第 2 に定める勤務態様に対応した支給単位により、任命権者が定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職務の性質上これにより難い職にある者の報酬の額は、任命権者があらかじめ知事と協議して定める額とする。

3 前 2 項の規定により報酬の額を定める場合には、職員の職務の複雑性、困難性、特殊性及び責任の軽重に応じ、かつ、常勤職員の給与との均衡を考慮してしなければならない。

4 前 3 項に規定するもののほか、職員に対し、職員の給与に関する条例（昭和 26 年島根県条例第 1 号。以下「給与条例」という。）第 10 条に規定する通勤手当に相当する報酬（以下「通勤手当に相当する報酬」という。）及び給与条例第 13 条に規定する時間外勤務手当に相当する報酬（以下「時間外勤務手当に相当する報酬」という。）を支給する。

5 前各項に規定するもののほか、報酬（通勤手当に相当する報酬及び時間外勤務手当に相当する報酬を含む。次条第 5 項及び第 6 条において同じ。）の額に関し必要な事項は、人事委員会規則（市町村立学校の職員については、教育委

員会があらかじめ人事委員会と協議して定める教育委員会規則。以下同じ。)で定める。

(報酬の支給)

第 3 条 日額の報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数により計算した総額を翌月 15 日までに支給する。

- 2 月額報酬の支給方法は、給与条例の適用を受ける職員の例による。
- 3 時間を単位とする報酬の支給方法は、任命権者が定める。
- 4 職員が所定の勤務日数又は勤務時間数の全部又は一部について勤務しないときは、人事委員会規則で定める場合を除き、その勤務しない日数又は時間数の報酬の額を支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、報酬の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(費用弁償)

第 4 条 費用弁償は、職員がその職務を行うため旅行した場合に支給する。

- 2 費用弁償の種類、額及び支給方法については、非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和 27 年島根県条例第 38 号）第 7 条、第 8 条及び第 10 条の規定を準用する。この場合において、同条例第 8 条第 5 項の表及び第 6 項中「審査会の委員等」とあるのは、「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる者」と読み替えるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、勤務実態等が常勤職員と同等と認められる職員として知事が別に定めるものに対する費用弁償の種類及び額については、常勤職員に対する旅費支給の例による。

(期末手当)

第 5 条 期末手当は、任期の定めが 6 月以上の職員（これに準ずる者として人事委員会規則で定める職員を含む。）であって、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）のうち、人事委員会規則で定める勤務時間以上勤務するものに対して、それぞれ基準日の属する会計年度の人事委員会規則で定める日

に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職（法第 28 条第 4 項の規定による失職（法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。）及び法第 29 条の規定による懲戒免職以外の場合の離職をいう。第 3 項において同じ。）し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100 分の 120 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 箇月 100 分の 100
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
- (4) 3 箇月未満 100 分の 30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として人事委員会規則で定める額とする。

4 期末手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

5 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（報酬及び期末手当の口座振替）

第 6 条 報酬及び期末手当（以下「報酬等」という。）は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

（報酬等からの控除）

第 7 条 職員に報酬等を支給する際、その報酬等から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。

- (1) 県が使用を許可する駐車場の使用料
- (2) 県が設置する公舎の貸付料

（委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人

事委員会規則で定める。

別表第 1 (第 2 条関係)

職員の種別	日額 (円)	月額 (円)	時間額 (円)
一般業務に従事する者	9,000	143,600	1,200
資格免許を要する業務及びそれに準ずる業務に従事する者	9,900	158,000	1,300
教育業務に従事する者		332,500	5,000
調査研究業務に従事する者	11,200	232,800	
医療業務に従事する者		174,400	18,000
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する者		197,700	
軽作業に従事する者	6,000		780

備考

- 1 この表に定める報酬の額は、通勤手当に相当する報酬の額及び時間外勤務手当に相当する報酬の額を含まない。
- 2 この表に定める報酬の額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額を下回る場合における第2条第1項の規定の適用については、同項中「別表第1に定める職員の種別に対応する額」とあるのは、「最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額を基準として知事が定める額」とする。

別表第 2 (第 2 条関係)

勤務態様	支給単位
日を単位とする勤務	日
日又は時間を単位としない勤務	月
時間を単位とする勤務	時間

附 則

この条例は、平成32年 4 月 1 日から施行する。

島根県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 10 号

島根県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、同項第1号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際本則に規定する事務に係る法令、条例、教育委員会規則その他の規程（以下この項において「法令等」という。）の規定に基づき教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定に基づき教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（島根県部設置条例の一部改正）

- 3 島根県部設置条例（平成15年島根県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条の表環境生活部の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) スポーツの振興に関する事項

（島根県スポーツ推進審議会条例の一部改正）

- 4 島根県スポーツ推進審議会条例（昭和37年島根県条例第12号）の一部を次の

ように改正する。

第 3 条中「の意見を聴いて教育委員会」を削る。

第 5 条中「教育委員会が」を「規則で」に改める。

(島根県スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の島根県スポーツ推進審議会条例第 3 条の規定により任命された島根県スポーツ推進審議会の委員である者(以下この項において「旧委員」という。)は、施行日に、同項の規定による改正後の島根県スポーツ推進審議会条例第 3 条の規定により島根県スポーツ推進審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条例第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、施行日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(島根県立武道施設条例の一部改正)

- 6 島根県立武道施設条例(昭和45年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「教育委員会(以下「委員会」という。)」を「知事」に改める。

第 5 条第 5 号中「委員会」を「知事」に改める。

第 6 条第 1 項中「委員会」を「知事」に改め、同条第 2 項中「教育委員会規則」を「規則」に、「委員会が」を「知事が」に、「委員会に」を「知事に」に改める。

第 7 条中「委員会」を「知事」に改める。

第 8 条中「教育委員会規則」を「規則」に、「委員会に」を「知事に」に改める。

第 9 条、第 10 条、第 11 条ただし書及び第 12 条第 2 項中「委員会」を「知事」に改める。

第 14 条第 1 号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 15 条第 2 項、第 16 条及び第 21 条第 1 項ただし書中「委員会」を「知事」に改める。

第 23 条(見出しを含む。)並びに別表の 1 の備考第 4 号及び第 5 号中「教育

委員会規則」を「規則」に改める。

(島根県立体育施設条例の一部改正)

7 島根県立体育施設条例(昭和52年島根県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条中「教育委員会(以下「委員会」という。)」を「知事」に改める。

第4条第5号中「委員会」を「知事」に改める。

第5条第1項中「委員会」を「知事」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に、「委員会が」を「知事が」に、「委員会に」を「知事に」に改める。

第6条中「委員会」を「知事」に改める。

第7条中「教育委員会規則」を「規則」に、「委員会に」を「知事に」に改める。

第8条、第9条、第10条ただし書及び第11条第2項中「委員会」を「知事」に改める。

第14条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第15条第2項及び第16条中「委員会」を「知事」に改める。

第17条ただし書及び第3号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第21条第1項ただし書中「委員会」を「知事」に改める。

第23条(見出しを含む。)、別表第1の1の備考第4号及び第5号、別表第2の1の備考第5号及び第6号並びに別表第3の1の備考第3号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 11 号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表23の項第 1 号中「7,070円」を「8,570円」に改める。

別表58の項の次に次の 1 項を加える。

58の 2 所 所有者不明 土地の利 用の円滑 化等に関 する特別 措置法関 係手数料	(1) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下この項において「法」という。）第10条第 1 項の規定に基づく土地使用权等の取得の裁定を受けようとする者（国及び島根県（土地収用法第125条第 1 項ただし書の規定について法令の規定を適用した結果国又は島根県とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）を除く。） ア 損失の補償金の見積額が100,000円 以下の場合 イ 損失の補償金の見積額が100,000円 を超え1,000,000円以下の場合	27,000円 27,000円に損失の補償金の見積額の100,000円を超える部分が50,000円に達するごとに
--	---	---

		2,700 円を加えた額
ウ	損失の補償金の見積額が1,000,000円を超え5,000,000円以下の場合	75,600円に損失の補償金の見積額の1,000,000円を超える部分が100,000円に達するごとに3,400円を加えた額
エ	損失の補償金の見積額が5,000,000円を超え20,000,000円以下の場合	211,600円に損失の補償金の見積額の5,000,000円を超える部分が1,000,000円に達するごとに3,500円を加えた額
オ	損失の補償金の見積額が20,000,000円を超え100,000,000円以下の場合	264,100円に損失の補償金の見積額の20,000,000円を超える部分が4,000,000円に達するご

		とに 4,800 円 を加えた額
カ	損失の補償金の見積額が100,000,000円を超える場合	360,100円
(2)	法第27条第1項又は第37条第1項の規定に基づく収用又は使用の裁定を受けようとする者（国及び島根県を除く。）	
ア	損失の補償金の見積額が100,000円以下の場合	27,000円
イ	損失の補償金の見積額が100,000円を超え1,000,000円以下の場合	27,000円に損失の補償金の見積額の100,000円を超える部分が50,000円に達するごとに2,700円を加えた額
ウ	損失の補償金の見積額が1,000,000円を超え5,000,000円以下の場合	75,600円に損失の補償金の見積額の1,000,000円を超える部分が100,000円に達するごとに3,400円を加えた額

	<p>エ 損失の補償金の見積額が5,000,000円を超え20,000,000円以下の場合</p> <p>オ 損失の補償金の見積額が20,000,000円を超え100,000,000円以下の場合</p> <p>カ 損失の補償金の見積額が100,000,000円を超える場合</p>	<p>211,600 円 に 損失の補償金 の見積額の 5,000,000 円 を超える部分 が 1,000,000 円に達するご とに 3,500 円 を加えた額</p> <p>264,100 円 に 損失の補償金 の見積額の 20,000,000 円 を超える部分 が 4,000,000 円に達するご とに 4,800 円 を加えた額</p> <p>360,100円</p>
--	--	--

第 2 条 島根県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表23の項第 1 号中「8,570円」を「8,640円」に改め、同項第 6 号中「63,500円」を「63,900円」に改め、同項第 7 号中「33,000円」を「33,500円」に改め、同項第 8 号中「63,500円」を「63,900円」に改め、同項第 9 号中「33,000円」を「33,500円」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定（別表58の項の次に 1 項を加える改正規定を除く。）

は平成31年 4 月 1 日から、第 1 条の規定（別表58の項の次に 1 項を加える改正規定に限る。）は同年 6 月 1 日から、第 2 条の規定は同年10月 1 日から施行する。

島根県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 12 号

島根県県税条例等の一部を改正する条例

(島根県県税条例の一部改正)

第 1 条 島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「ときは」の次に「、法第20条の 5 の 2 第 2 項の規定の適用がある場合を除き」を加える。

第16条第 1 項第 1 号ウ中「によって」を「により」に改め、同号ウの表中「100分の1.9」を「100分の0.4」に、「100分の2.7」を「100分の0.7」に、「100分の3.6」を「100分の 1」に改め、同項第 2 号中「によって」を「により」に改め、同号の表中「100分の 5」を「100分の3.5」に、「100分の6.6」を「100分の4.9」に改め、同項第 3 号中「によって」を「により」に改め、同号の表中「100分の 5」を「100分の3.5」に、「100分の7.3」を「100分の 5.3」に、「100分の9.6」を「100分の 7」に改め、同条第 2 項中「100分の 1.3」を「100分の 1」に改め、同条第 3 項第 1 号ウ中「100分の3.6」を「100分の 1」に改め、同項第 2 号中「100分の6.6」を「100分の4.9」に改め、同項第 3 号中「100分の9.6」を「100分の 7」に改める。

第37条第 2 項第 1 号中「行い、併せて」を「行う場合において、」に改め、「平成16年島根県条例第36号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」の次に「、又は法第747条の 2 第 1 項の規定により法第762条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、」を加える。

第49条の 2 中「行い、併せて」を「行う場合において、」に改め、「島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」の次に「、又は法第747条

の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、」を加え、「場合には」を「ときは」に改める。

附則第15項中 「100分の6.6」 を 「100分の4.9」 に、

「100分の7.9」 を 「100分の5.7」 に、「100分の6.6」

を「100分の4.9」に、「100分の7.9」を「100分の5.7」に改める。

附則第19項第1号中「次に定める年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同号ア中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同号イ中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「附則第12条の3第5項」を「附則第12条の3第2項」に改め、同号を同項第2号とし、同項第5号中「附則第12条の3第6項」を「附則第12条の3第3項」に改め、同号を同項第3号とし、同項の表中「附則第19項第2号又は第4号」を「附則第19項第2号」に、「附則第19項第3号又は第5号」を「附則第19項第3号」に改める。

第2条 島根県県税条例の一部を次のように改正する。

附則第18項に次の1号を加える。

- (4) 法附則第12条の3第4項に規定する自家用の乗用車に対する第47条の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成34年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車が平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成35年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の条項欄に掲げる同条の規定中同表の通常税率欄に掲げる字句は、それぞれ同表の最大軽課税率欄に掲げる字句とす

る。

附則第20項を次のように改める。

20 法附則第12条の 4 第 3 項に規定する自家用の乗用車に対する次の各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前項の規定の適用については、次の表の条項欄に掲げる同項の規定中同表の通常税率欄に掲げる字句は、それぞれ同表の重課税率欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成20年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

条 項	通常税率	重課税率
第 1 号	29,500円	33,900円
	34,500円	39,600円
	39,500円	45,400円
	45,000円	51,700円
	51,000円	58,600円
	58,000円	66,700円
	66,500円	76,400円
	76,500円	87,900円
	88,000円	101,200円
	111,000円	127,600円
第 2 号ア	前号	附則第20項の規定により読み替えて適用される前号
第 2 号イ	23,600円	27,100円

	27,600円	31,700円
	31,600円	36,300円
	36,000円	41,400円
	40,800円	46,900円
	46,400円	53,300円
	53,200円	61,100円
	61,200円	70,300円
	70,400円	80,900円
	88,800円	102,100円

(島根県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 島根県県税条例等の一部を改正する条例（平成29年島根県条例第28号）

の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち島根県県税条例第45条の次に 3 条を加える改正規定のうち、第 45条の 3 第 2 項第 1 号中「行い、併せて」を「行う場合において、」に改め、「平成16年島根県条例第36号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」の次に「、又は法第747条の 2 第 1 項の規定により法第762条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、」を加える。

第 2 条のうち島根県県税条例第47条の見出し並びに同条第 1 項及び第 2 項並びに第48条（見出しを含む。）を改める改正規定を次のように改める。

第47条の見出し及び同条第 1 項中「自動車税」を「種別割」に改め、同項第 1 号イ(ア)中「29,500円」を「25,000円」に改め、同号イ(イ)中「34,500円」を「30,500円」に改め、同号イ(ウ)中「39,500円」を「36,000円」に改め、同号イ(エ)中「45,000円」を「43,500円」に改め、同号イ(オ)中「51,000円」を「50,000円」に改め、同号イ(カ)中「58,000円」を「57,000円」に改め、同号イ(キ)中「66,500円」を「65,500円」に改め、同号イ(ク)中「76,500円」を「75,500円」に改め、同号イ(ケ)中「88,000円」を「87,000円」に改め、同号イ(コ)中「111,000円」を「110,000円」に改め、同号イ(サ)中「29,500円」を

「25,000円」に改め、同項第 5 号イ(イ) a 中「23,600円」を「20,000円」に改め、同号イ(イ) b 中「27,600円」を「24,400円」に改め、同号イ(イ) c 中「31,600円」を「28,800円」に改め、同号イ(イ) d 中「36,000円」を「34,800円」に改め、同号イ(イ) e 中「40,800円」を「40,000円」に改め、同号イ(イ) f 中「46,400円」を「45,600円」に改め、同号イ(イ) g 中「53,200円」を「52,400円」に改め、同号イ(イ) h 中「61,200円」を「60,400円」に改め、同号イ(イ) i 中「70,400円」を「69,600円」に改め、同号イ(イ) j 中「88,800円」を「88,000円」に改め、同号イ(イ) k 中「23,600円」を「20,000円」に改め、同条第 2 項中「自動車税」を「種別割」に改める。

第 48 条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改める。

第 2 条のうち島根県県税条例附則第 19 項を改め、同項を附則第 18 項とする改正規定を次のように改める。

附則第 19 項の見出しを削り、同項中「対する自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項第 1 号中「平成 31 年度分」を「次に定める年度以後の年度分」に改め、「自動車税」の次に「の種別割」を加え、同号ア及びイを次のように改める。

ア 法第 149 条第 1 項第 4 号に規定するガソリン自動車（附則第 20 項において「ガソリン自動車」という。）又は同条第 1 項第 5 号に規定する石油ガス自動車（附則第 20 項において「石油ガス自動車」という。）で平成 20 年 3 月 31 日までに最初の法第 147 条第 3 項に規定する新規登録（以下この項及び附則第 20 項において「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して 14 年を経過した日の属する年度

イ 法第 149 条第 1 項第 6 号に規定する軽油自動車（附則第 20 項において「軽油自動車」という。）その他のアに掲げる自動車以外の自動車
で平成 22 年 3 月 31 日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して 12 年を経過した日の属する年度

附則第 19 項第 2 号中「については」の次に「、当該自動車（自家用の乗用

車（3輪の小型自動車であるものを除く。以下この項から附則第20項までにおいて同じ。）を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り」を加え、「平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録」を「平成31年4月1日（自家用の乗用車にあつては、同年10月1日）から平成32年3月31日までの間に初回新規登録」に、「平成30年度分の自動車税」を「平成32年度分の自動車税の種別割」に、「平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録」を「平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回新規登録」に、「平成31年度分の自動車税」を「平成33年度分の自動車税の種別割」に改め、同項第3号中「については」の次に「、当該自動車（自家用の乗用車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り」を加え、「平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録」を「平成31年4月1日（自家用の乗用車にあつては、同年10月1日）から平成32年3月31日までの間に初回新規登録」に、「平成30年度分の自動車税」を「平成32年度分の自動車税の種別割」に、「平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録」を「平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回新規登録」に、「平成31年度分の自動車税」を「平成33年度分の自動車税の種別割」に改め、同項の表中

「

29,500円	33,900円	7,500円	15,000円
34,500円	39,600円	9,000円	17,500円
39,500円	45,400円	10,000円	20,000円
45,000円	51,700円	11,500円	22,500円

51,000円	58,600円	13,000円	25,500円
58,000円	66,700円	14,500円	29,000円
66,500円	76,400円	17,000円	33,500円
76,500円	87,900円	19,500円	38,500円
88,000円	101,200円	22,000円	44,000円
111,000円	127,600円	28,000円	55,500円

を

「

25,000円	—	6,500円	12,500円
30,500円	—	8,000円	15,500円
36,000円	—	9,000円	18,000円
43,500円	—	11,000円	22,000円
50,000円	—	12,500円	25,000円
57,000円	—	14,500円	28,500円
65,500円	—	16,500円	33,000円
75,500円	—	19,000円	38,000円
87,000円	—	22,000円	43,500円
110,000円	—	27,500円	55,000円

に、

「

第 2 号	附則第19項第 1号の規定に より読み替え て適用される 第 2 号	附則第19項第 2号の規定に より読み替え て適用される 第 2 号	附則第19項第 3号の規定に より読み替え て適用される 第 2 号
第 1 号	附則第19項第 1号の規定に より読み替え	附則第19項第 2号の規定に より読み替え	附則第19項第 3号の規定に より読み替え

	て適用される 第 1 号	て適用される 第 1 号	て適用される 第 1 号
第 2 号	附則第 19 項第 1 号の規定に より読み替え て適用される 第 2 号	附則第 19 項第 2 号の規定に より読み替え て適用される 第 2 号	附則第 19 項第 3 号の規定に より読み替え て適用される 第 2 号
第 3 号	附則第 19 項第 1 号の規定に より読み替え て適用される 第 3 号	附則第 19 項第 2 号の規定に より読み替え て適用される 第 3 号	附則第 19 項第 3 号の規定に より読み替え て適用される 第 3 号
23,600円	27,100円	6,000円	12,000円
27,600円	31,700円	7,000円	14,000円
31,600円	36,300円	8,000円	16,000円
36,000円	41,400円	9,000円	18,000円
40,800円	46,900円	10,500円	20,500円
46,400円	53,300円	12,000円	23,500円
53,200円	61,100円	13,500円	27,000円
61,200円	70,300円	15,500円	31,000円
70,400円	80,900円	18,000円	35,500円
88,800円	102,100円	22,500円	44,500円

を

「

第 2 号	附則第 18 項第 1 号の規定に より読み替え て適用される	附則第 18 項第 2 号の規定に より読み替え て適用される	附則第 18 項第 3 号の規定に より読み替え て適用される
-------	--	--	--

	第 2 号	第 2 号	第 2 号
第 1 号	—	附則第 18 項第 2 号の規定に より読み替え て適用される 第 1 号	附則第 18 項第 3 号の規定に より読み替え て適用される 第 1 号
第 2 号	附則第 18 項第 1 号の規定に より読み替え て適用される 第 2 号	附則第 18 項第 2 号の規定に より読み替え て適用される 第 2 号	附則第 18 項第 3 号の規定に より読み替え て適用される 第 2 号
第 3 号	附則第 18 項第 1 号の規定に より読み替え て適用される 第 3 号	附則第 18 項第 2 号の規定に より読み替え て適用される 第 3 号	附則第 18 項第 3 号の規定に より読み替え て適用される 第 3 号
20,000円	—	5,000円	10,000円
24,400円	—	6,500円	12,500円
28,800円	—	7,500円	14,500円
34,800円	—	9,000円	17,500円
40,000円	—	10,000円	20,000円
45,600円	—	11,500円	23,000円
52,400円	—	13,500円	26,500円
60,400円	—	15,500円	30,500円
69,600円	—	17,500円	35,000円
88,000円	—	22,000円	44,000円

に、

「

」

けん引車にあ っては5,800 円、それ以外 のものにあっ ては10,400円	けん引車にあ っては1,500 円、それ以外 のものにあっ ては2,500円	けん引車にあ っては3,000 円、それ以外 のものにあっ ては5,000円
附則第19項第 1号の規定に より読み替え て適用される 第2号	附則第19項第 2号の規定に より読み替え て適用される 第2号	附則第19項第 3号の規定に より読み替え て適用される 第2号

を

「

けん引車にあ っては5,800 円、それ以外 のものにあっ ては10,400円	けん引車にあ っては1,500 円、それ以外 のものにあっ ては2,500円	けん引車にあ っては3,000 円、それ以外 のものにあっ ては5,000円
附則第18項第 1号の規定に より読み替え て適用される 第2号	附則第18項第 2号の規定に より読み替え て適用される 第2号	附則第18項第 3号の規定に より読み替え て適用される 第2号

に改め、同項を附則第18項

とし、同項の前に見出しとして「（自動車税の種別割の税率の特例）」を付す。

第2条のうち島根県県税条例附則第20項を附則第19項とし、附則第21項から第23項までを1項ずつ繰り上げ、附則第24項を削り、附則第25項を附則第23項

とする改正規定を次のように改める。

附則第 25 項を附則第 26 項とする。

附則第 24 項（見出しを含む。）中「附則第 12 条の 2 第 1 項」を「附則第 12 条の 2 の 10 第 1 項」に改め、同項を附則第 25 項とする。

附則第 23 項を附則第 24 項とし、附則第 22 項を附則第 23 項とし、附則第 21 項を附則第 22 項とし、附則第 20 項を附則第 21 項とし、同項の前に次の 2 項を加える。

19 法附則第 12 条の 4 第 1 項及び同条第 2 項において準用する法第 177 条の 7 第 5 項に規定する自動車に対して課する自動車税の種別割の税率は、第 47 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 自家用の乗用車

- | | | | |
|---|-------------------------------|----|----------|
| ア | 総排気量が 1 リットル以下のもの | 年額 | 29,500 円 |
| イ | 総排気量が 1 リットルを超え 1.5 リットル以下のもの | 年額 | 34,500 円 |
| ウ | 総排気量が 1.5 リットルを超え 2 リットル以下のもの | 年額 | 39,500 円 |
| エ | 総排気量が 2 リットルを超え 2.5 リットル以下のもの | 年額 | 45,000 円 |
| オ | 総排気量が 2.5 リットルを超え 3 リットル以下のもの | 年額 | 51,000 円 |
| カ | 総排気量が 3 リットルを超え 3.5 リットル以下のもの | 年額 | 58,000 円 |
| キ | 総排気量が 3.5 リットルを超え 4 リットル以下のもの | 年額 | 66,500 円 |
| ク | 総排気量が 4 リットルを超え 4.5 リットル以下のもの | 年額 | 76,500 円 |
| ケ | 総排気量が 4.5 リットルを超え 6 リットル以下のもの | 年額 | |

88,000円

コ 総排気量が 6 リットルを超えるもの 年額 111,000円

サ 電気自動車 年額 29,500円

(2) 自家用の特種用途車

ア 教習車

乗用車に類するもの 年額 前号に規定する区分による当該区分ごとの額

イ キャンピング車

(ア) 総排気量が 1 リットル以下のもの 年額 23,600円

(イ) 総排気量が 1 リットルを超え 1.5 リットル以下のもの 年額 27,600円

(ウ) 総排気量が 1.5 リットルを超え 2 リットル以下のもの 年額 31,600円

(エ) 総排気量が 2 リットルを超え 2.5 リットル以下のもの 年額 36,000円

(オ) 総排気量が 2.5 リットルを超え 3 リットル以下のもの 年額 40,800円

(カ) 総排気量が 3 リットルを超え 3.5 リットル以下のもの 年額 46,400円

(キ) 総排気量が 3.5 リットルを超え 4 リットル以下のもの 年額 53,200円

(ク) 総排気量が 4 リットルを超え 4.5 リットル以下のもの 年額 61,200円

(ケ) 総排気量が 4.5 リットルを超え 6 リットル以下のもの 年額 70,400円

(コ) 総排気量が 6 リットルを超えるもの 年額 88,800円

(サ) 電気自動車 年額 23,600円

20 次の各号に規定する自家用の乗用車に対する自動車税の種別割に係る前

項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法附則第12条の4第3項に規定する自家用の乗用車に対する次に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前項の規定の適用については、次の表の条項欄に掲げる同項の規定中同表の通常税率欄に掲げる字句は、それぞれ同表の重課税率欄に掲げる字句とする。

ア ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成20年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

イ 軽油自動車その他のアに掲げる自動車以外の自動車で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

- (2) 法附則第12条の4第4項に規定する自家用の乗用車に対する前項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車が平成31年4月1日から同年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の条項欄に掲げる同項の規定中同表の通常税率欄に掲げる字句は、それぞれ同表の最大軽課税率欄に掲げる字句とする。

- (3) 法附則第12条の4第5項に規定する自家用の乗用車（前号の規定の適用を受ける自家用の乗用車を除く。）に対する前項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車が平成31年4月1日から同年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の自動車税の種別割に限り、次の表

の条項欄に掲げる同項の規定中同表の通常税率欄に掲げる字句は、それぞれ同表の中間軽課税率欄に掲げる字句とする。

条 項	通常税率	重課税率	最大軽課税率	中間軽課税率
第 1 号	29,500円	33,900円	7,500円	15,000円
	34,500円	39,600円	9,000円	17,500円
	39,500円	45,400円	10,000円	20,000円
	45,000円	51,700円	11,500円	22,500円
	51,000円	58,600円	13,000円	25,500円
	58,000円	66,700円	14,500円	29,000円
	66,500円	76,400円	17,000円	33,500円
	76,500円	87,900円	19,500円	38,500円
	88,000円	101,200円	22,000円	44,000円
	111,000円	127,600円	28,000円	55,500円
第 2 号ア	前号	附則第20項第 1号の規定に より読み替え て適用される 前号	附則第20項第 2号の規定に より読み替え て適用される 前号	附則第20項第 3号の規定に より読み替え て適用される 前号
第 2 号イ	23,600円	27,100円	6,000円	12,000円
	27,600円	31,700円	7,000円	14,000円
	31,600円	36,300円	8,000円	16,000円
	36,000円	41,400円	9,000円	18,000円
	40,800円	46,900円	10,500円	20,500円
	46,400円	53,300円	12,000円	23,500円
	53,200円	61,100円	13,500円	27,000円
	61,200円	70,300円	15,500円	31,000円
	70,400円	80,900円	18,000円	35,500円
	88,800円	102,100円	22,500円	44,500円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第6項及び第7項の規定 公布の日

(2) 第1条中第16条及び附則第15項の改正規定 平成31年10月1日

(3) 第2条の規定 平成33年4月1日

(事業税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の島根県県税条例（以下「新条例」という。）第16条及び附則第15項の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

3 新条例第37条の規定は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

4 新条例第49条の2及び附則第19項の規定は、平成31年度分の自動車税について適用し、平成30年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

5 第2条の規定による改正後の島根県県税条例の規定は、平成33年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成32年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(この条例の失効等)

6 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第 号。以下「改正法」という。）が平成31年3月31日までに公布されないときは、その効力を失う。

7 この条例は、前項の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の条例の規定の内容と異なることと

なるときは、廃止するものとする。

島根県消費者行政活性化基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 13 号

島根県消費者行政活性化基金条例を廃止する条例

島根県消費者行政活性化基金条例（平成21年島根県条例第 3 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県立島根県民会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 14 号

島根県立島根県民会館条例の一部を改正する条例

第 1 条 島根県立島根県民会館条例（昭和43年島根県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「別表」を「別表第 1」に改め、同条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 会館の有料駐車場の使用料の徴収に関する業務

第 9 条第 2 項中「第18条及び第19条」を「第21条及び第22条」に改める。

第14条第 4 項中「別表」を「別表第 1」に改める。

第23条を第26条とし、第18条から第22条までを 3 条ずつ繰り下げ、第17条の次に次の 3 条を加える。

(駐車場の使用料)

第18条 会館の有料駐車場を使用する者は、別表第 2 に掲げる区分に応じて算出した額の使用料を納付しなければならない。

(駐車場の使用料の減免)

第19条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、有料駐車場の使用料を減免することができる。

(駐車場の使用料の還付)

第20条 既に納付された有料駐車場の使用料は、還付しない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第18条関係）

区 分	単 位（1 台につき）	使用料の額
会館を利用する者	3 時間を超えて30分までごと	100円

その他の者	30分までごと	100円
-------	---------	------

第 2 条 島根県立島根県民会館条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の(1)の表中

円	円	円	円	円	円
32,260	43,020	53,780	64,530	86,040	107,560
38,720	51,620	64,530	77,440	103,250	129,070
12,080	16,110	20,140	24,170	32,230	40,290
14,500	19,330	24,170	29,000	38,670	48,350

を

円	円	円	円	円	円
32,850	43,810	54,770	65,720	87,630	109,550
39,430	52,570	65,720	78,870	105,160	131,460
12,300	16,400	20,510	24,610	32,820	41,030
14,760	19,680	24,610	29,530	39,380	49,240

に改め、別表

第 1 の 1 の(2)の表中

円	円	円	円	円	円
2,630	3,510	4,390	5,270	7,030	8,790
5,000	6,670	8,340	10,010	13,350	16,690
9,040	12,050	15,060	19,590	25,620	30,130
1,560	2,080	2,610	3,400	4,440	5,230
1,910	2,550	3,190	4,150	5,420	6,380
1,620	2,170	2,710	3,530	4,610	5,430
1,460	1,950	2,430	3,170	4,150	4,880
1,250	1,670	2,090	2,730	3,560	4,200
6,330	8,440	10,550	13,720	17,940	21,100

3,450	4,600	5,750	7,480	9,780	11,500
5,170	6,900	8,620	11,220	14,660	17,250
4,000	5,330	6,670	8,680	11,340	13,350
4,150	5,540	6,930	9,020	11,780	13,870
3,160	4,220	5,270	6,860	8,970	10,550
3,900	5,200	6,500	8,460	11,060	13,010
2,630	3,500	4,380	5,700	7,450	8,770
2,580	3,440	4,300	5,600	7,320	8,610
3,910	5,220	6,540	7,840	10,460	13,080
1,450	1,930	2,410	2,900	3,860	4,830
720	950	1,200	1,440	1,920	2,400
390	510	640	780	1,030	1,300
780	1,040	1,300	1,570	2,090	2,620
810	1,090	1,360	1,630	2,180	2,730

を

円	円	円	円	円	円
2,670	3,570	4,470	5,360	7,160	8,950
5,090	6,790	8,490	10,190	13,590	16,990
9,200	12,270	15,330	19,950	26,090	30,680
1,580	2,110	2,650	3,460	4,520	5,320
1,940	2,590	3,240	4,220	5,520	6,490
1,650	2,210	2,760	3,590	4,690	5,530
1,480	1,980	2,470	3,220	4,220	4,970
1,270	1,700	2,120	2,780	3,620	4,270
6,440	8,590	10,740	13,970	18,270	21,490
3,510	4,680	5,850	7,610	9,960	11,710
5,260	7,020	8,770	11,420	14,930	17,560

に改め、別表

4,070	5,420	6,790	8,840	11,550	13,590
4,220	5,640	7,050	9,180	11,990	14,120
3,210	4,290	5,360	6,980	9,130	10,740
3,970	5,290	6,620	8,610	11,260	13,250
2,670	3,560	4,460	5,800	7,580	8,930
2,620	3,500	4,370	5,700	7,450	8,760
3,980	5,310	6,660	7,980	10,650	13,320
1,470	1,960	2,450	2,950	3,930	4,910
730	960	1,220	1,460	1,950	2,440
390	510	650	790	1,040	1,320
790	1,050	1,320	1,590	2,120	2,660
820	1,110	1,380	1,660	2,220	2,780

第 1 の 2 の表中「12,290円」を「12,510円」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成31年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は同年10月 1 日から施行する。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 15 号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表研修医研修支援資金の項免除の条件の欄第 1 号中「）とき」の次に「（第 3 号に該当する場合を除く。）」を加え、同欄第 2 号中「とし」を削り、「1 年間とする。）（」を「1 年間とし、これらの期間のうち」に改め、「従事したとき」の次に「（次号に該当する場合を除く。）」を加え、同欄中第 4 号を第 5 号とし、同欄第 3 号中「前号」を「第 2 号若しくは前号」に改め、同号を同欄第 4 号とし、同欄第 2 号の次に次の 1 号を加える。

3 臨床研修医に対する貸付金の貸付けを受けた者で、かつ、引き続いて後期研修医に対する貸付金の貸付けを受けたもの（臨床研修を修了した日の属する月の翌月に（疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく）指定医療機関において後期研修を開始したものに限る。）が、当該後期研修医に対する貸付金の貸付けを受けた日の属する年度の翌年度の 4 月から（疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく）引き続いて一定の期間（臨床研修医及び後期研修医に対する貸付金の貸付けを受けた回数が、それぞれ 2 回及び 1 回の場合にあっては 3 年間、それぞれ 1 回の場合にあっては 2 年間とし、これらの期間のうち特認指定医療機関において医師の業務に従事した期間については、当該期間を通算した期間に 3 分の 2 を乗じて得た期間をもって計算するものとする。）（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため特定地域医療機関において医師の業務に従事することができなかつた期間（特定地域医療機関以外従事期間を含む。）を除く。）特定地域医療機関において医師の業務に従事したとき。

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 16 号

島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年島根県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 項第 1 号中「であって、当該病院の」を「にあっては当該病院の医師、」に改め、「により」の次に「、併設される医療機関が診療所の場合にあっては当該診療所の医師により」を加える。

第33条第 3 項中「別表第 1 の 3」の次に「、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第75号）附則第 2 条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第 12 条」を加え、「同令」を「医療法施行規則」に、「第15条の 2 の規定による人体から排出され」を「第15条の 3 第 1 項第 2 号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第 4 号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」に、「「人体から排出され」を「「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和56年厚生省告示第17号。次項において「施設告示」という。）に定める施設（第 4 号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務（島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年島根県条例第17号。以下「基準条例」という。）第33条第 3 項第 1 号の規定による検体検査の業務をいう。次項において同じ。）の適正な実施に必要なものの基準」に、「第15条の 2 の規定による検体検査」を「第15条の 3 第 1 項第 2 号の前条の施設（施設告示第 4 号に定める施設に限る。）における厚生労働省令で定める基準」に、「「検体検査」を「「施設告示第 4 号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施

に必要なものの基準」に、「第15条の2の規定による医療機器」を「第15条の3第2項の規定による医療機器」に、「医療機器」を「基準条例第33条第3項第2号の規定による医療機器」に、「第15条の2の規定による第9条の7」を「第15条の3第2項の規定による第9条の8の2」に、「医薬品医療機器等法」を「基準条例第33条第3項第3号の規定による医薬品医療機器等法」に、「第15条の2の規定による医療」を「第15条の3第2項の規定による医療」に、「医療」を「基準条例第33条第3項第4号の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年島根県条例第17号）第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年島根県条例第17号）第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」に改め、同項第1号中「人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査」を「臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条に規定する検体検査」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 17 号

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第27条第4項及び第36条第3項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第38条第1号中「卒業した者」の次に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第53条第2項第1号及び第59条第1項第1号において同じ。）」を加える。

第53条第2項第5号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する」に、「教諭となる資格」を「教諭の免許状」に改め、同項第6号ア中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

第57条第4項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第59条第1項第4号及び第5号中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改め、同項第9号中「学校教育法の規定により」を「教育職員免許法に規定する幼稚園」に、「教諭となる資格」を「教諭の免許状」に改め、同条第2項中「別表」を「別表第1」に改める。

第67条第15項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第93条第3項及び第101条第4項中「、大学等の学部で」を「、大学等（短期大学を除く。以下この項において同じ。）において」に、「又は大学等の学部で」を「又は大学等において」に改める。

第103条第1項第3号中「卒業した者」の次に「（学校教育法の規定による専

門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同項第 4 号中「の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を」を「（短期大学を除く。以下この号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を」に、「又は大学等の学部で」を「又は大学等において」に改め、同項第 8 号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法に規定する」に、「教諭となる資格」を「教諭の免許状」に改める。

附則第 4 項中「(昭和24年法律第147号)」を削る。

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

島根県産業技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 18 号

島根県産業技術センター条例の一部を改正する条例

第 1 条 島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中第 9 号を削り、第10号を第 9 号とし、第11号から第18号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 2 条 島根県産業技術センター条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「9,810円」を「9,990円」に改める。

別表第 1 号中「580円」を「590円」に改め、同表第 2 号中「3,480円」を「3,540円」に改め、同表第 3 号中「14,720円」を「14,990円」に改め、同表第 4 号中「33,880円」を「34,500円」に改め、同表第 5 号中「18,750円」を「19,090円」に改め、同表第 6 号中「131,060円」を「133,490円」に改め、同表第 7 号中「6,590円」を「6,710円」に改め、同表第 8 号中「4,500円」を「4,580円」に改め、同表第12号中「18,560円」を「18,900円」に改め、同表第13号中「8,240円」を「8,390円」に改め、同表第15号中「1,350円」を「1,370円」に、「620円」を「630円」に改め、同表第16号中「5,220円」を「5,320円」に改め、同表第17号中「800円」を「820円」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成31年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は同年10月 1 日から施行する。

島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 19 号

島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例

島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第二種低層住居専用地域」の次に「、田園住居地域」を加える。

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 20 号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

吉 田 団 地	
仙 道 団 地	

」 を

「

吉 田 団 地	
---------	--

」 に改める。

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

島根県建築基準法施行条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 21 号

島根県建築基準法施行条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(島根県建築基準法施行条例の一部改正)

第 1 条 島根県建築基準法施行条例(昭和48年島根県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第13条第 1 項中「第87条の 2」を「第87条の 4」に改める。

別表第 4 の 1 の項第 2 号、2 の項、4 の項第 3 号、5 の項及び 7 の項中「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に改め、同表の 13 の項の次に次のように加える。

13の 2 法第48条第16項第 1 号(法第88条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特例許可を受けた建築物等の増築等の特例許可を受けようとする者	申請 1 件につき 107,000円
13の 3 法第48条第16項第 2 号(法第88条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく騒音等の対策を講じた日常生活に必要な建築物等の建築等の特例許可を受けようとする者	申請 1 件につき 135,000円

別表第 4 の 15 の 2 の項中「第53条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加え、同表の 16 の項中「第53条第 5 項第 3 号」を「第53条第 6 項第 3 号」に改め、同表の 38 の項中「第86条の 8 第 1 項」の次に「又は第87条の 2 第 1 項」を加え、同表の 39 の項中「第86条の 8 第 3 項」の次に「(法第87条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」を加え、同項の次に次のように加える。

40 法第87条の 3 第 5 項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等としての使用の許可を受け	申請 1 件につき 120,000円
---	-----------------------

ようとする者	
41 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等としての使用の許可を受けようとする者	申請 1 件につき 161,000円

第 2 条 島根県建築基準法施行条例の一部を次のように改正する。

別表第 4 の 1 の項第 1 号中「5,020円」を「5,030円」に、「9,030円」を「9,050円」に、「48,100円」を「48,200円」に、「461,000円」を「462,000円」に改め、同項第 2 号中「9,020円」を「9,030円」に、「5,020円」を「5,030円」に改め、同表の 2 の項第 1 号中「9,020円」を「9,030円」に改め、同項第 2 号中「5,020円」を「5,030円」に改め、同表の 3 の項第 1 号中「8,030円」を「8,050円」に改め、同項第 2 号中「4,010円」を「4,020円」に改め、同表の 4 の項第 1 号中「50,200円」を「50,300円」に改め、同表の 4 の 2 の項第 1 号中「9,020円」を「9,030円」に改め、同項第 6 号中「45,200円」を「45,300円」に改め、同表の 6 の項中「9,030円」を「9,050円」に改め、同表の 8 の項中「27,200円」を「27,300円」に改め、同表の 8 の 2 の項及び 9 の項中「33,400円」を「33,700円」に改め、同表の 10 の項中「27,200円」を「27,300円」に改め、同表の 13 の項中「181,000円」を「182,000円」に改め、同表の 16 の項中「33,400円」を「33,700円」に改め、同表の 18 の項、21 の項、26 の 3 の項、27 の項、28 の 2 の項から 28 の 4 の項まで、29 の項及び 30 の項中「27,200円」を「27,300円」に改め、同表の 33 の項、34 の項及び 35 の項中「78,200円」を「78,300円」に改め、同表の 36 の項中「6,450円」を「6,480円」に改め、同表の 37 の項から 39 の項までの規定中「27,200円」を「27,300円」に改める。

別表第 5 中「160,000円」を「161,000円」に、「194,000円」を「196,000円」に、「213,000円」を「214,000円」に、「263,000円」を「265,000円」に、「433,000円」を「436,000円」に、「212,000円」を「213,000円」に、「281,000円」を「282,000円」に、「321,000円」を「323,000円」に、「423,000円」を「425,000円」に、「768,000円」を「772,000円」に改める。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第 3 条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第25号左欄中(55)を(59)とし、(49)から(54)までを(53)から(58)までとし、(48)を(52)とし、その前に次のように加える。

(50) 法第87条の 3 第 5 項の規定による建築物の用途を変更して興行場等としての使用の許可に係る申請の受理

(51) 法第87条の 3 第 6 項の規定による建築物の用途を変更して特別興行場等としての使用の許可に係る申請の受理

第 2 条の表第25号左欄の(47)中「第86条の 8 第 3 項」の次に「（法第87条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄中(47)を(49)とし、同欄の(46)中「第86条の 8 第 1 項」の次に「又は第87条の 2 第 1 項」を加え、同欄中(46)を(48)とし、(11)から(45)までを(13)から(47)までとし、同欄の(10)中「第53条第 5 項第 3 号」を「第53条第 6 項第 3 号」に改め、同欄中(10)を(12)とし、同欄の(9)中「第53条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加え、同欄中(9)を(11)とし、(8)を(10)とし、(7)を(9)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) 法第48条第16項第 1 号（法第88条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による特例許可を受けた建築物等の増築等の特例許可に係る申請の受理

(8) 法第48条第16項第 2 号（法第88条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による騒音等の対策を講じた日常生活に必要な建築物等の建築等の特例許可に係る申請の受理

附 則

この条例中第 1 条及び第 3 条の規定は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、第 2 条の規定は平成31年10月 1 日から施行する。

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 22 号

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 三成発電所の項中「2,830」を「3,150」に改める。

附 則

この条例は、平成31年 4 月 2 日から施行する。

島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 23 号

島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例

島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例（平成 24 年島根県条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加える。

第 4 条第 2 号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を、「同条第 3 号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を加える。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 24 号

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表島根県立中央病院の項診療科目の欄中「小児外科」の次に「、消化器外科」を加え、同項病床数（床）の欄中「588」を「572」に改める。

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表島根県立中央病院の項病床数（床）の欄の改正規定は、規則で定める日から施行する。

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 25 号

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

(県立学校の職員定数条例の一部改正)

第 1 条 県立学校の職員定数条例（昭和31年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中 「教育職員 1,573人
事務職員、技術職員その他の職員 187人」 を

「教育職員 1,568人
事務職員及び技術職員 186人」 に、

「教育職員 995人
事務職員、技術職員その他の職員 80人」 を

「教育職員 996人
事務職員及び技術職員 80人」 に改める。

(市町村立学校の教職員定数条例の一部改正)

第 2 条 市町村立学校の教職員定数条例（昭和31年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中 「5,034人」 を 「5,016人」 に改める。

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 26 号

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 4 号中「560円」の次に「（従事した時間帯の全部又は一部が夜間（日没時から日出時までの間をいう。次項及び第19条第 3 項第 2 号において同じ。）である場合にあっては、当該額に280円を加算した額）」を加え、同条第 3 項中「280円」の次に「（従事した時間帯の全部又は一部が夜間である場合にあっては、420円）」を加える。

第13条第 1 項中「の一部」を削り、同条第 2 項中「730円（深夜における勤務時間が 2 時間に満たない場合にあっては、410円）」を「、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 深夜における勤務時間が 5 時間以上である場合 1,100円
- (2) 深夜における勤務時間が 2 時間以上 5 時間未満である場合 730円
- (3) 深夜における勤務時間が 2 時間未満である場合 410円

第19条第 3 項第 2 号中「（日没時から日出時までの間をいう。）」を削る。

第22条第 1 項中「第21条第 2 項」を「前条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。